

令和2年第3回
笠置町議会定例会会議録
(第1号)

令和2年9月9日

京都府相楽郡笠置町議会

令和2年第3回（定例会）
笠置町議会 会議録（第1号）

招集年月日	令和2年9月9日 水曜日						
招集場所	笠置町議会議場						
開閉の日時及び宣告者	開 会	令和2年9月9日 9時30分			議長	杉岡義信	
	散 会	令和2年9月9日 14時48分			議長	杉岡義信	
応（不応）招議員及び出席並びに欠席議員	議席番号	氏 名	出欠	議席番号	氏 名	出欠	出席 7名 欠席 0名 欠員 1名
	1	西岡良祐	○	5	欠 員		
	2	西 昭夫	○	6	松本俊清	○	
	3	向出 健	○	7	大倉 博	○	
	4	田中良三	○	8	杉岡義信	○	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	職	氏 名	出欠	職	氏 名	出欠	出席 10名 欠席 0名
	町 長	中 淳志	○	商工観光課長	市田精志	○	
	副 町 長	青柳良明	○	建設産業課長	石川久仁洋	○	
	職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱	前田早知子	○	人権啓発課長	増田好宏	○	
	総務財政課長	岩崎久敏	○	税住民課担当課長	石原千明	○	
	保健福祉課長	大西清隆	○	総務財政課長補佐兼会計管理者心得	森本貴代	○	
職務のため出席した者の職氏名	議会事務局 局長	穂森美枝	○	議会事務局 次 長	草水英行	○	
会議録署名議員	2 番	西 昭 夫		3 番	向 出 健		
議事日程	別紙のとおり						
会議に	別紙のとおり						

付した事件	
会議の経過	別紙のとおり

令和2年第3回笠置町議会会議録

令和2年9月9日～令和2年9月23日 会期15日間

議 事 日 程 (第1号)

令和2年9月9日 午前9時30分開議

- 第1 議席の変更
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 認定第1号 令和元年度笠置町一般会計決算認定の件
- 第6 認定第2号 令和元年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件
- 第7 認定第3号 令和元年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件
- 第8 認定第4号 令和元年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件
- 第9 認定第5号 令和元年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件

開 会 午前9時30分

議長（杉岡義信君） 皆さん、おはようございます。

先週発生した台風9号及び10号、また7月の豪雨により九州地方に甚大な被害が及びました。犠牲になられました方々の御冥福をお祈りし、被災された多くの方々に心からお見舞いを申し上げます。

本日、ここに令和2年9月第3回笠置町議会定例会が招集されましたところ、御出席いただきまして御苦労さまです。本定例会に提案されます案件について慎重な御審議をいただくとともに、議会運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

議長（杉岡義信君） ただいまから令和2年9月第3回笠置町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

議長（杉岡義信君） 日程第1、議席の変更を行います。

新型コロナウイルス感染症の予防対策として、本定例会におきましては、ただいま御着席の議席を指定します。

議長（杉岡義信君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番議員、西昭夫君及び3番議員、向出健君を指名します。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

議長（杉岡義信君） 日程第3、会期決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月23日までの15日間としたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

議長（杉岡義信君） 異議なしと認めます。会期は本日から9月23日までの15日間に決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第4、諸般の報告を行います。

議会報告を行います。

去る8月25日、京都府自治会館におきまして、京都府町村議会議長会主催により、府政懇談会が開催され、西脇京都府知事をはじめ、副知事や府幹部の御出席をいただき、各町村の要望を行いました。笠置町議会からは、防災道路の確保と土砂災害安全対策と国道の歩道未設置区間の整備の意見を文書にて要望いたしました。

以上で議会報告を終わります。

申し上げます。議会運営上、今定例会において不穏当な発言があった場合には、後日、会議録を調査して善処いたします。

次に、町長から行政報告の申出がありました。これを許します。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和2年第3回笠置町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用のところ全員の御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

7月の熊本県を中心に、九州や中部地方などで発生した集中豪雨をはじめ、先日の台風により各地で被害が発生しました。被害に遭われた皆様方に謹んでお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を心からお祈り申し上げます。

笠置町におきましては、幸いなことに大きな被害は発生しておりませんが、これからの台風などの自然災害に対し、十分な注意と対策について確認する必要があると感じております。

それでは、町政の状況について御報告させていただきます。

まずは、新型コロナウイルス感染症に関する事項について報告させていただきます。

特別定額給付金事業については、8月12日に申請受付を終了し、8月20日に給付を完了いたしました。給付の状況でございますが、対象者への通知文書再送付などの取組に努めた結果、給付金額ベースで99.8%給付を完了することができました。

住民の皆様におかれましては、3つの密の回避や新しい生活様式の実践などの対策を行っていただいた結果、現時点では当町での感染者は確認されておりません。引き続き感染拡大防止に努めてまいりたいと思います。

令和元年度の決算監査につきましては、8月3日、4日、5日の3日間、各課の監査をお願い申し上げます。税外債権の取扱い等について御意見をいただきました。あわせて、補助金の見直し等につきましても御意見をいただいております。御意見いただいた内容につきましては、速やかに対応していくよう指示いたすところでございます。

次に、今年度は5年に一度の日本で最も重要な統計調査、国勢調査が10月1日現在で実

施されます。9月14日から調査書類を配布いたしますが、新型コロナウイルス感染拡大防止に対応するため、世帯訪問時の調査員のマスク着用等を徹底するとともに、濃厚接触となりにくいよう、インターネット回答を推奨したいと考えております。調査漏れのない正確な調査を行う必要があることから、この場をお借りしまして住民の皆さんに調査への御協力をお願いしたいと思います。

本定例会に御提案申し上げます案件は、決算認定5件、報告2件、議事案件は補正予算4件を含む6件でございます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。行政報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（杉岡義信君） これで諸般の報告を終わります。

議長（杉岡義信君） 日程第5、認定第1号、令和元年度笠置町一般会計決算認定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

認定第1号、令和元年度笠置町一般会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

令和元年度笠置町一般会計の歳入総額1億502万6,319円、歳出総額1億7,862万23円、歳入歳出差引額2,640万6,296円、繰越明許費として翌年度に繰り越すべき財源836万円、実質収支額1,804万6,296円、地方自治法第233条の2の規定により、基金に繰り入れる額は1,000万円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 本件の概要説明を求めます。森本会計管理者心得。

総務財政課長補佐兼会計管理者心得（森本貴代君） 令和元年度一般会計歳入歳出決算について、概要説明させていただきます。

それでは、まず歳入から説明をさせていただきます。

決算書の1ページと参考資料の2ページを御覧ください。

説明に当たりまして、款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の数値を読み上げることで、説明に代えさせていただきます。

なお、不納欠損額及び収入未済額の欄の数値がゼロの場合は割愛させていただきますので、よろしくお願いたします。

町税1億5,420万5,000円、1億6,728万606円、1億6,094万

9, 976円、3万7, 300円、629万3, 330円。

地方譲与税749万3, 000円、調定額、収入済額ともに751万1, 000円。利子割交付金25万円、調定額、収入済額ともに11万円。

配当割交付金100万円、調定額、収入済額ともに126万9, 000円。

株式等譲渡所得割交付金80万円、調定額、収入済額ともに48万6, 000円。

地方消費税交付金2, 400万円、調定額、収入済額ともに2, 221万8, 000円。

ゴルフ場利用税交付金3, 000万円、調定額、収入済額ともに3, 331万3, 189円。

自動車取得税交付金200万円、調定額、収入済額ともに150万5, 901円。

地方特例交付金3万8, 000円、調定額、収入済額ともに42万円。

続いて、3ページを御覧ください。

地方交付税7億6, 166万9, 000円、調定額、収入済額ともに7億6, 470万1, 000円。

分担金及び負担金171万9, 187円、調定額、収入済額ともに179万9, 367円。

使用料及び手数料1, 397万8, 000円、1, 819万3, 411円、1, 359万3, 805円、459万9, 606円。

国庫支出金1億4, 307万9, 000円、調定額、収入済額ともに1億375万4, 928円。

府支出金7, 558万9, 375円、調定額、収入済額ともに7, 363万5, 557円。

財産収入376万9, 000円、調定額、収入済額ともに381万291円。

寄附金161万1, 000円、調定額、収入済額ともに161万円。

繰入金1億1, 103万9, 000円、調定額、収入済額ともに5, 437万9, 347円。

続いて、5ページになります。

繰越金5, 087万2, 438円、調定額、収入済額ともに5, 087万2, 955円。

諸収入9, 547万9, 000円、調定額、収入済額ともに8, 773万3, 003円。

町債2億6, 305万3, 000円、調定額、収入済額ともに1億2, 135万3, 000円。

歳入合計は17億4, 164万4, 000円、15億1, 595万6, 555円、15億502万6, 319円、3万7, 300円、1, 089万2, 936円となります。

次に、歳出に移らせていただきます。

決算書の7ページと参考資料の4ページを御覧ください。

歳出につきましても、款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、翌年度繰越額、不用額の数値を読み上げることで、説明に代えさせていただきます。

なお、翌年度繰越額の欄の数値がゼロの場合は割愛させていただきますので、よろしくお願い致します。

議会費4,935万3,000円、4,909万804円、26万2,196円。

総務費5億7,291万7,000円、4億2,812万711円、9,075万円、5,404万6,289円。

民生費3億3,971万円、3億2,416万8,917円、1,554万1,083円。

衛生費1億6,793万7,000円、1億5,659万4,942円、147万円、987万2,058円。

農林水産業費2,495万1,000円、2,450万4,835円、44万6,165円。

商工費7,574万円、7,153万6,363円、420万3,637円。

土木費2億5,313万9,000円、1億7,994万3,394円、6,620万円、699万5,606円。

続いて、9ページを御覧ください。

消防費6,190万4,000円、5,963万883円、140万円、87万3,117円。

教育費8,135万5,000円、7,182万4,000円、953万1,000円。

公債費1億860万7,000円、1億820万7,134円、39万9,866円。

諸支出金1,000円、ゼロ円、1,000円。

予備費100万円、ゼロ円、100万円。

災害復旧費503万円、499万8,040円、3万1,960円。

歳出合計は17億4,164万4,000円、14億7,862万23円、1億5,982万円、1億320万3,977円。

続いて、151ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入歳出差引額が2,640万6,296円、うち翌年度へ繰り越すべき財源のうち、繰越明許費が836万円、それを差し引いた実質収支額は1,804万6,296円。地方自

治法第233条の2の規定により、基金への繰入額を1,000万円としております。

152ページ以降は財産に関する調書、157ページは、地方消費税交付金のうち社会保障の財源となる経費973万3,000円の充当先を記載しています。

簡単でございますが、一般会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 決算審査の報告を求めます。監査委員、西岡良祐君。

監査委員（西岡良祐君） それでは、監査報告を実施いたします。

意見書の朗読をもって監査報告に代えさせていただきます。

意見書

1、審査対象

(1) 平成31年度（令和元年度）笠置町一般会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類

(2) 平成31年度（令和元年度）笠置町国民健康保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類

(3) 平成31年度（令和元年度）笠置町簡易水道特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類

(4) 平成31年度（令和元年度）笠置町介護保険特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類

(5) 平成31年度（令和元年度）笠置町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算及び関係帳簿証書類

(6) その他関係帳簿及び台帳

2、決算審査日 令和2年8月3日月曜日、4日火曜日、5日水曜日であります。

3、出席者 町長、副町長、関係課長並びに課員、総務財政課長補佐兼会計管理者心得審査の総括意見を朗読します。

平成31年度（令和元年度）笠置町一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書及び決算書附属書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認し、各種帳簿、証書類及び各課から提出された関係書類と照合した。

併せて、予算の執行状況及び決算の内容について、関係職員から説明を聴取し審査した結果、決算書、出納簿、歳入簿、出納証書類において整理され、会計処理上、概ね適正なものであったと認めた。

監査は、定期に実施している定期監査及び出納検査等を通じ、この決算監査に繋がっているわけであるが、当該年度の決算監査を迎えるまで、様々な課題を審査し、その都度我々監

査委員として意見を付してきたものである。時には行政監査を通じて業務遂行について指摘をしてきたわけであり、そのため決算書上の数値確認だけでなく、併せてその意見や指摘に対する業務改善などについても聴取し、審査を行っている。

当該年度においては、総務省交付金の返還請求事案があり、近年における当町の不適切な業務処理が取り沙汰されている中、昨年度同様、業務改善に対する姿勢や実行性には住民からも注目が集まっており、職員の資質向上や組織体制の強化を促進するとの意向は月例監査でも伺っているところではある。

以前の月例監査においては、公金を現金として取り扱う場合のその手続きについて、当時の現状を踏まえ、監査を実施したものであるが、現在では笠置町現金取扱基本マニュアルを策定・改編し、職員間において周知・徹底を図られ、改善を施されたこととして伺っている。業務の改善が図られたことは喜ばしいことであるが、他の業務も同様に、安易に今迄の業務を継承するのではなく、町職員として履行している日常業務を、先ずは担当職員各々がそのあり方を見直し、組織的な改善を常日頃から意識され、それを発案・計画・協議・実行に移すことにより、個人としても組織としても強固なものになると思われる。1日も早い住民からの信頼回復をするため、職員1人1人の意識改革、正確性、公平性、そして透明性を高める業務の遂行に尽力されたい。

次に滞納となっている債権の取り扱いについてである。

昨年度の決算審査意見書でも触れているが、町民税や固定資産税といった強制徴収公債権については、地方税法等の根拠規定に基づいた滞納処分が行えるわけであるが、住宅使用料や水道使用料に関しては私債権に分類され、当事者間における契約等の合意に基づいて発生する債権であることから、その滞納債権の処分の取扱いは非常に難しいこととされている。しかしながら、町が抱える私債権の滞納には、既に債務者との連絡が取れなくなった状態から相当年経過しているものが存在し、町として何ら手立てが起こすことができず、このまま放置せざるをえない状況下にあるのも事実であることから、一定、ここに町としての考え方やルールを定め、手段の見当たらない滞納債権の対処方法を見出してはどうかと考えております。

そして、現在笠置町では総合計画をはじめとする計画の更新や、新たな計画の策定を行っている。次期総合計画の策定に際しては、各地区において住民懇談会を開催し、地域住民からのその意見を聴取し反映させるとのことであるが、笠置町のこの先10年の方向性を決定する大変重要な計画であるとして、十分に議論を重ねて策定することはもとより、他の計画

と連動・連携を図ったものにされたい。計画策定までのスケジュールが新型コロナウイルス感染症対策により、開催すべき会議が開催できないことなどから大幅に遅れていると伺っているが、その影響で大まかな作業となってしまう、十分な議論が重ねられないうちに大味な計画策定となることの無いよう留意されたい。更に現行の総合計画がその効果検証を図りにくいものとなっていることから、その目標となる事項を明確にし、事業の実施計画を策定した上で、計画・実行・評価・改善、いわゆるPDCAサイクルを廻し、更にそのサイクルがスパイラルアップとなるよう計画・実施されることを望みます。

また、本年度は笠置いこいの館の管理運営業務を、指定管理制度を導入して2年目の年に当たり、その指定管理業者が指定期間途中で撤退される事案が発生した。町は、指定管理業者が施設の経営赤字などから経営困難であると判断し、指定管理者取り消しによる途中撤退となったものであるが、町はその指定管理料年額を年度当初に一括して支払っており、当然に指定管理業務の未履行期間分の返還がなされるものであるが、指定管理業者はその返還に未だ応じていない。このことは令和2年6月に提起された住民監査請求においても監査しているところであるが、未納となっている水道使用料と共に早期に解決されるよう処置を講じられたい。

最後に、現在の日常業務においては、その事務の効率化と正確性を高める観点から電算機器が多く用いられており、本年度においてはそれらの機器の安定した活用とセキュリティ向上を目的に電算機器の更新業務を行っている。新たに構築された電算機器を用いることでその利便性等が向上されていることとは思うが、使用する側の問題によって発生したと思われる誤りが見られることもあった。機器は便利な反面、それを使いこなす知識や技量も必要となるが、人的ミスが生じることとなれば電算を導入している意味が無くなってしまう。少ない人員の中、住民ニーズの対応に日々の業務量が膨大となっていることは想像できるが、正確な業務の遂行に尽力されるよう心掛けられたい。そして、この事業に留まらず本年度においても様々な事業が行われており、当然ながらそれに伴い公金の支出が生じている。その事業の目的は何なのか、どう活かされ、地方自治の基礎である住民生活のどのようなサービスに繋がるのか。単的に事業実施に終わるのではなく、職員個々にその思いを走らせ次年度以降の予算に反映されることを期待し総括意見とする。

次に、審査の結果を報告します。

(1) 決算規模

平成31年度（令和元年度）笠置町一般会計及び特別会計の決算は次のとおりであります。

表を御覧ください。

(2) 決算収支

平成31年度（令和元年度）決算額は、一般会計においては、歳入総額15億502万6,319円、歳出総額14億7,862万23円で、形式収支額となる歳入歳出差引額は2,640万6,296円を計上している。また、翌年度に繰り越す事業執行に必要な財源836万円を除いた実質収支額は1,804万6,296円となり、当該年度の実質収支額から前年度の実質収支額を引いて求められる単年度収支額は5,927万2,221円の赤字となった。

また、全特別会計においては、歳入総額7億1,284万9,074円、歳出総額6億2,264万1,436円で、歳入歳出差引額は9,020万7,638円を計上している。

(3) 予算の執行状況

歳入は、一般会計・特別会計あわせの予算現額23億9,214万6,000円に対し、決算額22億1,787万5,393円で、収入率は92.7%となっている。

歳出は、一般会計・特別会計あわせの予算現額23億9,214万6,000円に対し、決算額21億126万1,459円で、執行率は87.8%となっている。

一般会計及び特別会計それぞれの執行状況は、次の表のとおりであります。御参照ください。

次に、(4) 財政状況等

一般会計について

平成31年度（令和元年度）における決算額は、歳入総額15億502万6,319円、歳出総額14億7,862万23円で、歳入歳出差引額（形式収支）として2,640万6,296円を計上している。また、翌年度に繰り越すべき財源となる金額836万円を除いた実質収支としては1,804万6,296円の剰余金を計上している。

歳入での主な内容は、款毎で決算額が高い順に、交付税が7億6,470万1,000円（歳入全体に対する割合としましては50.8%であります）、次に町税が1億6,094万9,976円（10.7%）、町債が1億2,135万3,000円（8.1%）、国庫支出金が1億375万4,928円（6.9%）となっており、例年同様、本年度の決算でも交付税が歳入面での大部分を占めております。

現在笠置町では第4次総合計画策定に向け平成31年度と令和2年度にかけて必要となる予算を計上し業務を進めております。令和元年11月から12月にかけて町内の各地区にお

いて懇談会を開き、住民の直接の声に耳を傾け、次期総合計画に反映させることとしている。時期を同じくして笠置町まち・ひと・しごと創生戦略についても更新することとして調整しており、双方の計画がうまくかみ合うように策定することである。策定に際してはその調整と意見の集約が十分行われることは勿論のことであるが、当町の財政状況が交付税頼みになっている現状を鑑み、10年後の笠置町の将来像と照らし合わせながら計画を策定されるよう望みたい。

次に町税をはじめとする債権の管理についてである。町税については京都地方税機構との連携・調整を図られており、本年度の町税の不納欠損額は3万7,300円にまで抑えられている。その一方で住宅使用料といったいわゆる私債権については、地方税のように地方税法に沿った滞納処分が出来ないため、その取り扱いが難しいとされており、このことについて前年度の決算監査でも意見しているところではあります。本年度の決算監査においても焦点を当てている。というのも、滞納となっている住宅使用料においては、滞納者が既に町外へ転出し、滞納者との連絡手段がとれなくなってしまうものなど、その滞納債権の回収手段が絶たれてしまい、かつ相当年が経過しているものも多くあると聞いている。決算監査を実行する我々監査委員としては決算書に収入未済額として多額の金額を抱えている現状を無視することは出来ないものであります。毎年度、このように審査をすることになってしまうが、一定、この滞納額の取り扱いについて、町の顧問弁護士などに相談を持ち掛け、処置のあり方・ルール化について検討してはどうかと思います。

続いて歳出面である。

歳出面での主な内容は、総務費が4億2,812万711円(29%)、民生費が3億2,416万8,917円(21.9%)、土木費が1億7,994万3,394円(12.2%)となっている。

総務費の内訳としては、特別職及び総務部門の人員費、セキュリティ対策等を目的に行った電算機器の更新作業などを含んでおります。一般管理費が2億4,847万2,974円、笠置いこいの館指定管理料や地域おこし企業人負担金、そして問題となった総務省交付金返還金などを予算計上し執行している企画費が1億94万3,131円としている。

民生費では民生部門の人員費や、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金、自殺対策計画策定委託や介護保険計画策定委託、障害者自立支援給付費などを支出している社会福祉費に2億7,422万3,732円を支出している。

土木費では道路橋梁費として、笠置山線改良事業の工事請負費や笠置～有市線改良事業に

係る補償費、潜没橋補修事業などに1億2,420万5,209円を支出している。

以前の月例監査でも取り扱った総務省交付金の返還については、その業務に対する実行性・計画性・継続性は勿論のこと、稟議書のあり方や決済についてまで意見している。きちんとした事業の立案、計画、調整、実行を町としてまとめ上げ、それを稟議として関係部署とも連携し、あらゆる面でその事業の執行そして支出を確認及び認識することがいかに重要かつ基本的なことであるか、職員個々をはじめ、組織としても十二分に認識されたことに違いない。職員の資質向上と組織強化はどこまでも尽きることはなく、日々切磋琢磨していただきたい。

また、地域おこし企業人として、現在、町には4名の企業人が民間企業から派遣され、町が行う業務に従事されることで民間のノウハウを活かし、業務の改善や効率化を図るものとされている。この制度を導入して2年が経過したものであるが、なかなかその成果が表には出てきていないように思われる。企業人が持つ各々の業務が成果の出にくいものであるためか、そのように感じてしまうわけであるが、これからも行政と企業人との融合を促進していただき、民間のノウハウを活かしたより良い町政に繋げられるよう望みたい。

最後に、全体を通しての意見となるが、町として各種団体等に対して補助金を毎年度継続して支出しているものがある。補助金の支出そのものについて意見するものではないが、その補助となる基礎部分の考え方や算定根拠が現状と少し乖離している部分が見受けられたことから、現状に沿ったものとなるよう再考いただき、見直しを含めた検討をされてはどうかと考えております。以上。

次に、健全化判断比率審査について報告します。

お手元の審査意見書を御覧ください。

平成31年度（令和元年度）健全化判断比率審査意見書

1、審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼として実施いたしました。

2、審査の結果

（1）総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

記

各年度の健全化判断比率については、下表のとおりです。御覧ください。

(2) 個別意見

①実質公債費比率について

本年度の実質公債費比率は前年度と比較して微増している。これは平成27年から平成28年にかけて発行した町道笠置山線改良事業や町道平田線新設改良事業などに充当された過疎対策事業債、防災行政無線移動系デジタル化対応事業に充当された緊急防災・減災事業債の元金償還が始まったことが大きな要因となっております。加えて、当該比率の算定基礎となる臨時財政対策債発行可能額を含んだ普通交付税額が徐々に減額してきている。早期健全化基準となる25%より下回っている状況にあつて、交付税算入率の高い地方債の発行による公債費充当一般財源の抑制に努められているところではあるが、国の情勢下によって左右される交付税制度であることを考慮し、当町の予算規模と経常経費の抑制の観点から、引き続き公債費の適正化を進められたい。

②将来負担比率について

当該比率は、基準日における地方債の償還残高や退職手当の負担見込額など、将来負担しなければならないものを仮にその基準日に全額負担することとした場合の総額から、同日で保有している基金などの充当可能財源額を差し引いた額を分子とし、その団体の標準財政規模等によって算出された額を分母とした算定式によって当該比率は算出されている。当年度の当該比率は、その算式の分子に当たる一般会計における地方債現在高こそ上昇しているものの、公営企業債等繰入見込額、組合負担等見込額が減少したことなどで改善するかたちとなった。

本年度の当該比率は0%以下になったものであるが、町が将来負担しなければならない額と、町の財政状況の現状と今後を照らし合わせながら、引き続き財政の健全化に努められたい。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘する事項はありません。

次に、資金不足比率審査について報告します。

平成31年度（令和元年度）資金不足比率審査意見書

1. 審査の概要

この資金不足比率審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事

項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に実施いたしました。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

記

各年度の資金不足比率については、次の表のとおりです。御覧ください。

(2) 是正改善を要する事項

特に指摘する事項はございません。

以上で監査報告を終わります。

議長（杉岡義信君） この際、15分間休憩します。

休 憩 午前10時25分

再 開 午前10時40分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

これから質疑を行います。質疑につきましては、全ての議案に対し、同一議員につき、同一の議題について3回までですので申し添えます。質疑はありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

今回、2016年度の地方創生をめぐる事業において、先ほど監査の意見書でも指摘をされていましてけれども、返還ということになりました。

まず、全般的なことについてお聞きしたいんですけども、当町として当然、人口増であったり、町の活性化というのは大きな課題、そして地方創生事業を取り組んでこられているということです。

地方創生事業では、大きく4つの柱を掲げて進められています。子育てしやすいまちづくりということであったり、雇用を生み出していく等、4つの柱を立てて進められているわけですけども、今回、返戻金も入った中で、この決算だけではありませんけれども、その町の活性化や人口増等につながるような取組が行われていると考えているのか、成果が上がっているというふうに思われているのか、その点について考えまた成果等、答弁をいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいま向出議員から地方創生事業のことに关しまして御質問をいた

できました。実際に人口増やあるいは雇用や子育て等、成果が出てきているのかということでございます。

成果というのをどこに置くのかというのはございますけれども、やはりひと・まち・しごと創生事業全般に関しまして数値目標を置き、それをPDCAサイクルで回しながら、一つ一つの事業を検証していくという作業を創生委員会のほうでもさせていただきました。

思うような数字の目標というのが達成できていない部分もございますけれども、幾つかやはり私たちが期待した以上の成果、例えば町の中に新しいお店ができてきて、人の流れといったものが新しく出来上がってきた、それに伴い、雇用といった面でもそういう動きが出てきたことというものもございました。

また一方、整備をした施設といったものが有効になかなか活用できないといったようなところで、いろいろな手だてを現在も講じているというような状況もあるというのが現実でございます。

以上のようなことで、総括というようなことになると、一言では申し上げられませんが、引き続き実施した事業が有効に機能するように、一般施策を含めて総合的に取り組んでいきたいとそのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

事あるごとに議会でも取り上げてきましたけれども、例えば、毎年何人か移住したいという希望があったりします。ところが、それを受けるような十分な借家、住む住宅が確保ができていないということがあります。例えば、この決算だけではないですが、この決算でそういうことが少しでも芽が出ているのかとか、そういう点いかがなのかとか、そういうことも大事なことではないでしょうか。

そういった取組というのは進められたのかどうか、また地方創生事業で、先ほど雇用のほうは生まれましたが、4つの柱に関しては順調に進んでいる、今後の取組につながるようなことができたと言えるのか、そのあたりを再度答弁いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えをさせていただきます。

当町にとって、やはり移住といった施策は、一丁目一番地とよく言うんですけれども、やはり最重要課題、そして最優先的にやっていかなければならないことでございます。

これまで地方創生だけではなく、移住定住に関しましては、そういう移住定住を呼びかけ

ていく人をお願いをしたり、京都府と連携をしたり、そしてまた空き家バンクといったような制度を設けることによって、受皿づくりを行うなど取り組んではきておりますけれども、十分な移住定住のニーズに応えられるような、そういう空き家の提供等が実際のところ非常に困難であるということが分かってまいりました。

引き続き、これらに関しましては、実際に笠置町内において空き家の状況といったものをもう一度よく精査をさせていただき、御提供いただける空き家に関しましては、例えば税住民課のほうからも、固定資産税の御案内のときに1枚御案内文を入れさせていただくなど、個別をお願いをしていく中で、掘り起こしの努力はしてまいりたいと考えております。

その他地方創生全般というのは、5年間の中で終わりということではございません。やはりまちづくりといったものは、今後も人口減少にどのように対応していくのか、少子化にどのように対応していくのかということを引き続き考えていかなければならない、そういったものは次の創生戦略あるいは次期総計に委ねることとさせていただき、こういった施策が途切れることなく、まちづくりとして重点的にやっていきたいと、そのように考えているところでございます。以上でございます。よろしくお願いいいたします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

ただいまの空き家バンクの関連について御質問がございました。

今年度7月以降、まちづくり協力隊員に指示いたしまして、町内の空き家を区長さんの協力を得ながらデータベース化してくださいということが1点と、それからお盆前に帰省されるようなおうちについては、チラシを入れてくださいということで、空き家バンク登録のお願いをいたしました。この件について、1軒か2軒かは、僕、数字まだ把握しておりませんが、反応があったようでございます。

ただし、最大の問題といたしまして、屋内に留置されている家具の問題がございます。この家具等の搬出について、空き家バンク登録制度では10万円の補助金しか出ませんということなんで、この件については、先日、京都府で行われました各部長さんとの懇談会におきまして、笠置町のほうから10万円では搬出し切れないということで、何とか配慮お願いいただけないかということで、お願いは申し上げておきました。

実際、御近所でも空き家から荷物を搬出されるのに非常に長いこと時間かけてやっておられます。そういうことも鑑みて、総合的にやっぱり空き家の活用というのが町の将来にとって、商工観光、それから人口の問題、高齢化の問題等と非常に深く関わってくる問題である

というふうに認識をしておりますので、今後も引き続いて空き家の活用についての根本的な対策を検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

地方創生の2016年度の事業にめぐりましては、一般質問でも取上げさせていただきま
すので省略をしたいと思いますが、また、有害鳥獣対策についてもお聞きをしたいんですが、
一般質問でもまた取上げさせていただきますけれども、やはり住民の願いをかなえていくと
いうのが町の仕事であるというふうに思うわけです。

毎年、有害鳥獣対策にお金をつけていただきまして、猟友会の方の努力もありまして、取
り組んでいただいているんですが、なかなか被害が収まらないと。

今年度この決算の年度、2019年度、令和元年度、平成31年度の決算の取組、この取
組で、どれぐらい有害鳥獣対策が進んできたと言えるのか、その点もお答えをいただきたい
んですが、それと併せまして過去に家庭菜園、取り組んでおられる方の被害の対策も求めて
きた経緯がありました。

特に、町はそれに対してはなかなか取組が難しいという答弁でしたけれども、やはり予算
をつけていただいている有害鳥獣対策の費用、予算をつけていただいて執行するというのは、
その被害を防ぐというためにやっているはずなので、やはり幅広く、特に家庭菜園を楽しみ
にされて実施されている方も多々ありますから、その点について、この2019年度、令和
元年度、この中でどれぐらい取組が進められてきたのか答弁をいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 向出議員の御質問にお答えしたいと思います。

本年度の有害鳥獣対策の成果ということでお答えしたいと思います。

本年度の有害鳥獣捕獲対策事業委託費の中で、笠置町猟友会に有害鳥獣の捕獲をお願いし
ているところでございます。

捕獲実績といたしましては、イノシシが19頭、鹿が15頭、猿が4頭、アライグマが
16頭、ハクビシンが9頭捕獲されております。協議会の中では、新たに捕獲おりも3基購
入いたしまして、極力広域で捕獲が可能なように捕獲おりを活用させていただいていると
ころでございます。

有害鳥獣捕獲の取組の進め方、進め方といいますか進捗といいます、それにつきましては、
これといったところはありませんが、傾向といたしましては、やはり大型獣もこれまでど

おり出没なりが多いわけですがけれども、小型のアライグマなりハクビシンの生息、捕獲がやっぱり著しく伸びてきているのが現状ではないか、そういった中で家庭菜園への被害というのが顕著に見られてきているというふうに思います。

また、イノシシ、鹿の被害につきましても、笠置町内いろんなところで金網柵等、国庫を利用した防除策が行われております。

ただ、一番古いところからしますと、もう10年近い年数がたっているところがございます。いろいろと雨とか風とかで底のほう洗われたり、風化してきたりという中で、昨年は水稲被害が報告されたりという経過がございます。そういったことが去年度の令和元年度の傾向ではないかというふうに思います。

もう一点、家庭菜園の補助ができないかということで、以前からも議会の一般質問のときからも御質問いただいております。有害鳥獣捕獲対策協議会のほうからも御意見いただいております。農業委員会でも話が出ております。

そういった中で、いろいろ役場内のほうでも調整させていただいて、何か対応はできないかという面で検討はしてまいったところがございますが、農業生産ということにならない限り、やっぱり個人施策になること。それから、財源が確保、これまでの要策は国庫補助金を使っておりますのであれなんです、この家庭菜園というのは財源がございませんので、全て単費で対応しなければならないということになること。それから、ネットから、普通の防護ネットから数万円もする金網柵までと大きなやっぱり対象が広がりますので、補助対象の基準が非常に難しいということがいろいろ課題となっております。

しかしながら、福祉施策といいますか、そういう高齢者のやりがいといいますか、そういった面でも対応できないかということで、いろいろ御意見を伺いながら検討をしているところでございまして、また近隣の町村でもこういう動きがあるということを知っております。そういった中で、今後また検証を進めていかなければならんというふうには考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

先ほど監査委員の方から決算の意見書を述べていただきましたけれども、町税が決算では収入済額が1億6,000万円ですか、これが歳入の中の10.7%、大体毎年1割ぐらい、そして交付税が7億円余りで大体歳入の50%ぐらい、これが交付税がさきに町長がおっしゃったように今年、国勢調査があります。その人口の算定によって交付税というのは大体決

まるみたいですがけれども、ということは人口が恐らく下がるから、交付税も将来下がる予定に、分かりませんが、そして今コロナの関係で国の財政がやっぱり逼迫をしていると思うんですよ。

そういった意味で本当になかなか大変なことなんですけれども、ただ、この認定の件の2ページにやっぱり書いているように、これを5年前の町税の決算と見れば、町税は当時、収入未済額は1,009万円あったんですよ。今その半分の629万円になっております。これはやはり先ほどおっしゃったように、地方税機構等の連携とか調整を図られた結果が約半分に減っているという形になっていると思います。

その中でも、一番大きいのはやはり固定資産税のこれが514万円ですけれども、5年前は908万円でした。今後、さらに財政が逼迫する状況になってくると思いますけれども、この町税の、減っておりますけれども、歳入が、未済額が減っていますけれども、そういった件について、どのように今後対策というか、やれる予定ですか。

議長（杉岡義信君） 税住民課長。

職員力向上担当参事兼税住民課長事務取扱（前田早知子君） 失礼いたします。

大倉議員の御質問をお答えさせていただきます。

仰せていただきましたように、監査のときにもお答えさせていただいておりましたが、地方税機構さんに移管したものに付きましては、滞納について、かなり令和元年度徴収をしていただきました。不納欠損額を見ていただいても5年以上たっておる分が3万7,300円の欠損にしかならなかったというところで、かなり徴収していただいたというところもございます。

滞納額につきましても、調定と収入済額を見ていただきましても増えていっているというところを御覧いただけるかなと思います。

今後ですけれども、先ほどの移住のこともありますが、固定資産税につきましては現状の、今コロナの関係で徴収猶予とかも出ておりますが、滞納になる前のこちらのほうからの督促であったり、それから地方税機構行きましてからも、納税の相談等、強化していただきまして、徴収に努めていきたいと思っております。

特別徴収であったり、口座振替であったり、住民税もそうですけれども、できるだけ口座振替等を利用していただきまして、納入いただけるような勧奨もさせていただきたいと思っております。以上です。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

今おっしゃっていただいたように、将来の人口構造も変わってきます。今、総合計画も策定予定されておりますけれども、10年後にはやはり1,000人を割るという状況の予定です。相当町税とかも、やはり歳入がだんだん減ってくるんじゃないかと思うんです。だからそういった意味でできるだけ、先ほど不納欠損額は3万7,000円おっしゃったけれども、そういったところも踏まえて、いろんな収入済額のところはあまりないように、できるだけ努力、地方税機構と一緒にやっていただきたいと思います。この件はこれで終わっておきます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

この意見書の10ページの上段に、地域おこし企業人が現在町に4名おられるということなんですけれども、我々この仕事を、何をやってられるかというのはなかなか分からないんですよ。協力隊の方は条例に基づいてやっておられるんですけれども、これが地域おこし企業人というのは、何も資料が出てこないんですよ。これだとどういったことになっているとか、その辺簡単に説明してもらえますか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

先ほどの西岡監査委員の御報告の中にもございましたように、地域おこし企業人というのがございます。地域おこし協力隊員というのは平成29年から導入をし、いろいろ町なかで活動するという中で、いろんな方々にも目に留まるというようなこともあったわけなんですけれども。企業人の場合は、これは、実は総務省の特別地方交付税の対象になる制度として、平成26年度から実施はされております。私どもがこれを導入いたしましたのは平成30年度からでございます。

実際の活動は、派遣元の企業と町との協定を結ばせていただいて、その協定書の内容に基づいて、企業人がそれぞれ持っておられる民間企業のノウハウでありますとか、ネットワークでありますとか、マーケットといったようなものを活用して地域の活性化に貢献するという内容でございます。

その性格上、一般住民の方と一緒に活動するという機会が実はなかなかなかったといったところで、何をしているのか分からないといったような御意見も出ているのも事実でございます。できるだけ私どもも、企業人の方々が現在4名いらっしゃいますけれども、こういう

活動をしておりますといったようなことを広報するなり、アナウンスするなり、そういった周知に努めさせていただき、できるだけそういった企業人の方々のノウハウを町の行政はもとより、町の各種団体、例えば商工会でありますとか、観光笠置さんでありますとか、一般の事業者の方や地域の方々が御利用いただけるような、そういう環境もつくっていきたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

企業人の方で、あるお一人の方、私はある程度コンタクトを取って、これは残念ながら昨年、日本遺産、当時の町長、副町長から言われて結局断念に、12月末になって、その方は国へ行って結局駄目だという、出すまでもう残念ながら、慌ててつくったんですけれども、残念ながら駄目だったということなんですけれども、その人とある程度観光の関係でコンタクトを取って、その方はいろんな資料を頂いて、ある程度はもう分かりました。

その中で、この方は、ほかの方は知りませんが、この方は月、火、水が役場で勤務という一応基本、それで会社で木、金をやるという資料を頂きました。それで、この方のやることは、観光誘致の担当と移住定住の関係の2つの大きな項目を抱えております。それで、先日もこの方は、伊賀市の岡本市長とか、それから奈良市とも観光協会とかコンタクト取って、いろんなこと今やられているみたいなんですけれども、この方は来年3月で、一応3年約束で3年で終わりなんですけれども。だから、本当にこの方は一生懸命、私はよくやっておられると、ほかの方は知りませんが、知りませんが、この方とはコンタクト常に取っていましたから、そうしたらこういう資料頂いて、そして企業人と協力隊員の比較した表も頂きました。それで、ある程度大体分かりましたけれども、今後どうなんですか。まだ一応3年なんですけれども、契約が。将来的にこれをまだまだ続けるというか、予定というか、あるんかどうか。

それと、もう一点は、地域協力隊の方は、地公法上適用あるわけです。企業人の方は地公法上の適用がされるんかどうか、ここには載ってないから分からないんですけれども、その辺、例えば企業人の方が役場の中でいろいろ仕事されて、言えば企業の方がたまたまここに入っているだけです。そうすると地公法上の適用を受けなくて守秘義務の問題とか、当然そんなことは企業から言われていると思いますけれども、その辺のところはどうなんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

日本遺産の関係では、大倉議員には大変御尽力いただきました。

そして、企業人の持つておられるネットワーク、人脈を通じて文化庁のほうにもアプローチさせていただきましたが、残念ながらタイムアウトということになりました。

そしてまた、奈良市との御縁も大倉議員につないでいただきまして、ようやく奈良、そして伊賀、もう少し広めていきますと甲賀市でありますとか、そういったところとの広域の連携についても、協議会の下地づくりが企業人の努力によって出来上がってきたところがございます。そういったものを今後推し進めていかなければならないという行政の役割もある程度見えてきたというようなことを感じております。

今後の企業人の配置等につきましては、まだ方針等は一切出てきておりません。必要があればということで、また企業とも協議しながら、新たな企業の方々においでいただくのか、引き続きというふうになるのか、そのあたりは国のルールに従って企業、そしてまた市民のニーズに基づいて措置をさせていただくかどうかを検討させていただきたいと思っております。

そして、地公法上の適用でございますが、御承知のとおり地域おこし協力隊員は、私どもの制度でいきますと、会計年度任用職員ということになっておりますので、当然地方公務員として一般職の様々なルールが適用されます。

ただし、地域おこし企業人は、これは身分が企業の方でございます。地方公務員の身分がございません。実務実習生としてお越しいただいているというのが実情でございます。ただし、企業側との約束事で公務員に課せられた義務、守秘義務でありますとか、そういったものに関しましては、企業側と協定書の中で、こういうふうな義務が課せられていますということはきちっと約束事として定めさせていただいております。地方公務員法は適用されませんが、その項に書いてある義務的なことに関しましては、ルールとして双方協議の上、定めさせていただいているというのが現状でございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

さっき述べたように、この方はやはり一生懸命やってやられると思います。3年でこれだけよくやられていると私は思っています。先日もこの新聞に載った柳生の一刀石の鬼滅の刃というのを、これも彼に渡したんだけど、返還してきたんだけど、この鬼滅の刃もやっぱり本屋さん行けば山に積んですぐに売り切れという状態の人気の本らしいんですけども、やはりこのことも踏まえて、先ほど言ったように伊賀市と岡本市長のところにも行か

れ、奈良市の観光協会も行かれ、最近まとめられたようなことちょっと聞いたんですけども、その辺のところ、もしどこまで、彼もあと3月で終わりですから、その辺のところ今現状はどうなんですか。その辺のところ。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えさせていただきます。

これまで課題でございました、やはり笠置町とその周辺の広域の観光といったようなものに一定のテーマ性を持たせて、お互い連携をしていきたいと思います、そういう動きがようやくできつつあります。そのテーマと申しますのは、忍者と剣豪、今御紹介いただきましたように、鬼滅の刃という、これは若い方が人気のコミックでございますけれども、その愛好者がコスプレで大勢柳生のほうに押しかけていただいて、押しかけてではないんですけども、柳生のほうにお越しいただいて大変にぎわっているということでございます。

そういった流れをどのように引き寄せていけるのか、あるいは今インバウンドで止まっておりますけれども、日本のキラコンテンツであります忍者といったものに関しまして、甲賀、伊賀といったところが今、日本遺産に認定もされましたので、そういうところと笠置がうまく連携をし、お客さんの流れを引き寄せられないかということで、主に今JR西日本さんとお話をさせていただいているのは、ICOCAを活用して周遊できるような仕組みと、その周遊をするに当たって、各地域のメリットといったようなものを出していただだけませんかというようなことを今内々に協議をさせていただいております。

そういったものができてまいりますと、新たな観光ルート等、そういったところを回ると大変面白い、楽しみだといったようなことが話題にもなってまいります。

幸い、マイクロツーリズムといったようなもので国内観光への目が向き始めておりますので、そういったものが追い風かなというふうに思っておりますので、引き続き各自治体と連携をさせていただきながら、企業人の方々がまいていただいた種が育つように頑張りたいと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。西君。

2番（西 昭夫君） 2番、西です。

138ページ、最下段で電子入札システム使用料17万1,560円出ているんですが、今、笠置町で電子入札って使えるんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 西議員の御質問にお答えしたいと思います。

電子入札システムの使用につきましては、昨年度計画いたしまして実施を予定しておったわけなんですけれども、コアシステム、コアシステムといいますか基幹システム、昨年度基幹システムの、役場内の基幹システムの設置というのがございまして、それが少し遅れた関係で昨年度の電子入札システムの使用ができませんでした。その理由というのは、初めて使う機械ですので、その諸準備とか手順とかいろんな準備がまだできていなかったこと、そのことに伴って工期が遅れたりすることが懸念されましたので、昨年度の使用ができなかったということになります。

今年につきましては、早期に電子入札システムを開始する予定でございましたが、今回、補正予算にも上げさせていただいているんですけれども、京都府の電子入札システムのコアシステムの移行がございまして、そういった関係で現在はまだ使えておらないような状況です。移行が完了いたしましたら、直ちに使うような今準備で進めているところでございます。以上です。

(発言する者あり)

建設産業課長(石川久仁洋君) できるだけ早急にとということで、よろしくお願いします。

議長(杉岡義信君) ほかにありませんか。向出君。

3番(向出 健君) 3番、向出です。

19ページ、20ページに住宅使用料が掲載をされています。先ほど監査の意見書でも指摘をされていましたが、過去3年、前年度と前々年度も含めて見てみますと、現年で収納率が7割から8割ぐらい、逆に滞納率が2割ほどあるというのが続いている状況で、特別に改善されているという状況にはないことが読み取れます。

先ほども連絡がつかない状態にある方があるというふうに話がありましたけれども、主にこの収納ができない理由というのは、こういう所在が分からない方になっているのか、それとも経済的な理由からなかなか支払いが難しい状況にあるのか、どのような状況にあるのか、当町としてつかんでおられる内容を答弁いただきたいということと、もう一つ、経済的な理由でありますと、例えばいろいろな制度を使って、負担を減らして支払いに回せるお金を増やしていくとか、場合によっては生活保護の相談にも乗るとか、そういう対応も要るのではないかというふうに思います。

先ほども一定の基準で処置をとということで、意見書にも案がありましたけれども、その対応も含めまして、どういうふうに考えておられるのか答弁を求めたいと思います。

議長(杉岡義信君) 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 向出議員の御質問にお答えしたいと思います。

住宅使用料につきましては、先ほど申し上げられましたとおり、現年で78.89%滞納で0.2%の収納でございます。昨年度より少しずつではございますが、減少しているところでございまして、担当課といたしましては、少しでも肅々とやっぱり収納に努めていかなければならんということで係とも話しておったところでございます。

未納の理由は何であるかということではございますけれども、具体的に分析というのはなかなかできておらないところなんです、未納の方の傾向といたしましては、納付書による家賃を納付される方というのが多いようございまして、表現は正しいかどうか分かりませんが、単純にその中で納付忘れが積み重なってというような傾向ではないかというふうに思っております。

また、その家賃がどうかということではございますけれども、4月に家賃算定をいたしまして、家賃の決定を送らせていただいております。その中で当然家賃の支払いが困難な場合などは、やはり申し出て下さいよというような中身にもなっているかと思っております。そういった場合に特に相談ということはございませぬので、特にそういう家賃が支払えないような家庭状況であるというふうなことではないのかなというふうに考えております。

また、町といたしまして、収納率を上げる取組といたしまして、取り組んでいることといたしましては、入居者さんへのもう直接の声かけ、それから定期的な集金、それから先ほども言いましたように納付忘れというのをなくすために、先ほど固定資産のほうでもありましたけれども、口座振替の推奨というのを進めることによって収納率向上に努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

ちょっと認識をもう一度伺いたいんですが、改善されてきているというふうに言われたんですが、前年度と前々年度、3年だけですが、見てみますと、2017年度が現年で44万円の収入未済になっていると、2018年度が34万4,100円、ちょっと下がりましたけれども、今年度は、2019年度は42万1,200円ということで、数字的には現年で言いますとですけども、改善されていないのではないかとこのように思うんですが、先ほどは改善させてきているという話でした。

それから、滞納について見てみますと、同様に収入未済が361万円ほど、2018年度が384万円ほど、2019年度が417万円とちょっと増えているという数字になってい

るんですが、私がもしこれ計算をミスしているのであれば訂正しますけれども、改善されていると言えるのか、あまり変わらないという状況なのか、ちょっとその認識はもう一度答弁いただきたいなというふうに思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 向出議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、向出議員がおっしゃっていただいた数字につきましては、私ちょっと資料を持っておられないので分からないんですけども、過去3年の収納率から申しますと、決して向上しているといえますか、収納が上がっているということを私言うつもりではございません。もう横ばいです、横ばいな状態、言いますと、もう平成30年度よりは今年はまだ少し落ちているという傾向でございます。

滞納につきましては、これにつきましても落ちていると。したがって、決して収納が上がっているというようなことではございません。しかしながら、そういった口座振替への移行を推奨する中で、少しでも収納率を上げていきたいというのが現在の思いでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

検証の中にも連絡がつかなくなっている方がいるという指摘がありましたけれども、一定の基準で処理をされることも弁護士とも相談をして、されてはいかがかという意見がありますが、これについてはどのように考えておられるのかという点と、課題として先ほど接触機会の問題ですね、納付忘れということであれば、接触がきちっとできていれば納めていただけるはずだということのようなので、その取組はしっかりしていただくと答弁いただきましたが、そういう認識でいいのか、もう一度そこも含めて答弁お願いしたいと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 向出議員の御質問にお答えしたいと思います。

滞納の処理につきまして、意見書にもございますように、いろいろ弁護士さんとも相談した中で対応していけないかということで、町の弁護士さんのほうには状況を説明して指導を仰いだ経過がございます。過年度分の整理につきまして、住宅使用料につきましては連帯保証人さんがおられることから、これ安易に債権を消滅させるということは非常に困難であると、また機械上、書面上で対応、数字だけを減額するというようなことは可能ではあるとは思いますが、その保証人さんとの関係はやっぱり整理していくことを考えれば、な

かなか課題が多過ぎるということになります。

そういった中で、やはり非常に難しいといえますか、事務的な処理が必要であって、弁護士さんいわく、そういったことを整理していくのはやはり専門家であったり、対応チームと
いうのを組織していかないと、なかなか正式に処理していくのは難しいのではないかなとい
うようなお話をいただいております。

町といたしましても、近隣の対応、また京都府等の指導を仰ぎながら何らかの対応ができ
ないか、また検証はしていく必要があるとは考えております。

また、最後の……

(発言する者あり)

建設産業課長（石川久仁洋君） ごめんなさい。滞納者への接触についてでございます。すみ
ません、ちょっとメモが読み取れなくて申し訳ないです。

それにつきましては、議員言われましたように、なかなか頻繁にというわけにはいきませ
んけれども、粛々とやはりそういう方にお会いしたり、お会いできる機会があれば声をかけ
て行って、収納していただけるよう声をかけていくと努めていきたいというふうに思ってお
ります。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

いろいろ意見は出ているんですけども、監査委員のほうから出ているこの報告、いろい
ろありますけれども、果たして行政はどのように受け止められているのか。例えば今話あり
ました滞納の問題です。弁護士に相談せいととか、いろいろ監査のほうでいろいろ意見が出て
いるんですよ。一向に前へ進まないということはどういうことか。一応、町長のほうから御
返答お願いしたいと思います。この監査表ですよ、監査が出されたものについて、どう改善
するのか。お願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） ただいまの松本議員の御質問です。

監査結果についてどのように判断しておるのか、どうしていくのかということでございま
すが、当然ながら真摯に受け止めてというお答えしかできませんが、ただ、一つ問題は、こ
の私債権の処理の問題でありまして、これはやっぱり負担の公平性ということを考えますと、
むやみに何らかの処理を行うというのは非常に難しいわけでございます。

例えば、水道料金の滞納がございましたと、これを落としてしまいますということになる

と、正直者がばかを見るというような形になってしまっても困りますので、これは一生懸命やっぱり収納に努力するべきではないかというふうに考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 町長、ばかとかそんなことを言うたらあかん。

町長（中 淳志君） はい、なるほど、すみません。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

町長の答弁は、それでいろいろされたと思うんですけども、私はそういうことを聞いていないですよ。問題があればどうして解決するのか、その手段はどうかということを私は聞いているんですよ。いろいろ問題あるから、それでそのまま話ずっとほっとくということになってくると、長期滞納がかかってくるわけですよ。それをどう処理するか。

そして、こういう問題を起こる前に、町職員の滞納についての報告等をどう検討するかというようなことが先だと思うんですよ。検討する、これは一番いい断り文句ですよ。前にも報告したでしょう。前向きに検討するのか、後ろ向きに検討するのかと、私は前向きに検討してもらいたい、何回もこの監査のほうで問題は起こっていますよ。今回も弁護士が出ましたね、これ。いろいろ問題あるけれども、そういう点、前向きに検討するように進めて解決してもらわないことには、またこれは延々と残ってくる問題ですからね。今度、私に対する答弁はそういう答弁でお願いします。

議長（杉岡義信君） 町長。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

ただいまの松本議員の御質問でございます。

監査の内容について、一つ一つの案件について、なぜそのような状況になっているのかという原因が一つあります。それから、どのような対応をしているのかということもでございます。職員の資質の問題でありますとか、勤務内容でありますとか、そういうことの問題もでございます。これまで町長として、職員に個々に、または課長会議を通して全員にという指示を度々出しておって、業務の改善を求めているとか進めているところでございます。決して監査委員さんの御意見を軽視しているわけでもなく、全く何も手をつけていないというわけでもございません。

ただし、私的債権の問題については、先ほども申し上げましたように、なかなか単純に処理するのは非常に難しいのかなというふうに考えております。ただし、このまま放置しておいてもどうしようもない、例えばもう行方不明であるとか、連絡が全く取れないというよう

な事案につきましては、個々に検討した上で落としていきたいというふうに考えております。
以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

この意見書の中に、簡易水道の特別会計なんですけれども、今までは大体6,500万円のうち……

議長（杉岡義信君） 大倉君、簡易水道まだや。

7番（大倉 博君） いや、ここに書いているから。これあかんの。

議長（杉岡義信君） いや、だって次のときは質問せいへんのか。質疑のときは。特別会計の。

7番（大倉 博君） いやいや、3問しかできないから、これやって次のときもするから、はい。別にこれであかんの。質問できないの。

議長（杉岡義信君） いやいや、構へんのやけど、次のときせえへんのかという。どうぞ。

7番（大倉 博君） ここで、使用料が2,662円、一般会計からの繰入れが615万円が55%となっております。いよいよ歳入の使用料と逆転した状態に今なっています。いこいの関係もありますけれども。こういった状況が、例えば一般会計の繰入金3,600万円ということは、例えば360万円の年収の人が10人雇用できるわけです。そのほか事業でも3,600万円の事業をしたら大きな事業ができると思うんです。本来なら受益者負担というか、そういう水道料金というのはそういうことになると思うんだけど。この現状を以前から私この水道料金の関係はよく質問しておるんですけども、どうですか、この現状を。

議長（杉岡義信君） 大倉君、さっきから言っているけれども、中身がちよっと違う、一般的監査が要素があるねんや、これ質問的な。だから質疑の中身は変えていかなあかんねん。だからさっきも私言うたけれども、そういうことをちゃんとやっぱりベテラン議員やから把握して質問してもらわんことには。

7番（大倉 博君） これに沿って質問しているんやから、それしたらあかんということやから、それに沿って質問しているんやから、それでいいのと違うん。

議長（杉岡義信君） だから、大倉君、一般質問的な要素があるから、中身について質疑をちゃんと変えてから質疑していかなあかんねん。

7番（大倉 博君） 違う違う、これなかったら質問せんよ。

議長（杉岡義信君） 町長、答弁できるか。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

ただいまの大倉議員の御質問です。

簡易水道会計をどうしていくのかという水道の根幹的な問題に関わる御質問だと思うので、ごく一般的なお話をさせていただきます。

簡易水道の特別会計が大変なことになっているということは、私も大変気に留めているところでごさいます、水道料金の改定等々についても検討していかんといかんということと、それから2年後、企業会計に変えていかなあかんというような問題もごさいます。したがって、そうした問題も全て含めた上で、何らかの形で諮問委員会を設置した上で、問題を一つずつ解決をしていくことしかないのかなというふうに考えております。

水道特別委員会という形になるのか、それとも有識者等、それからあと利用者等のご意見を伺った上でという話になるのか、企業会計間については何らかのテクニク的な支援、指示が必要だと思いますので、そこら辺のことも総合的に判断した上で、審議会の設置というふうについて、いずれ近いうちに御提案させていただくことになると思います。そのときはよろしく願いいたします。全く何も考えていないというわけではごさいますので、そのあたりは御了承いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 大倉君、これ特別会計のあれやから、さっきも言った簡水のやつは簡水のとくに質問してください。分かっていたけましたか。大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

それで、この12ページの認定書に、水道料金のいこいの館が120万円ぐらいか、金額が書いていないけれども、未納という形で去年の4月からこれいろいろ問題になっているやつですけれども、この辺は今のところ、この監査の時点ではまだ未納ということなんですけれども、今現在どういう形で、それでどういうふうに進められているのか、その辺のところをお願いします。

議長（杉岡義信君） だから、さっき言いましたやん、簡水になったら簡水やってくれと、そのときに。今もうこれ一般会計、特別会計の話と違いますよ、中身は、それ。

7番（大倉 博君） これでやっちゃってるからそれでええん違うん。

議長（杉岡義信君） いやいや、簡水は簡水でやってください。本当に中身についてちょっと

……

7番（大倉 博君） ここに書いてるから。

議長（杉岡義信君） だから、一般会計のときには一般会計の中身について質疑してください。

分かっていただけでしたか。

(発言する者あり)

議長（杉岡義信君） 簡水は簡水のときにしてくださいとさっきから言っていますやん。

7番（大倉 博君） それでは次にいきます、いいですか。

議長（杉岡義信君） はい、どうぞ。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

48ページのところに、一番下の雑入のところに産業会館への販売手数料売上げが104万円余り掲げられております。去年は139万円、5年前は226万円もあったわけですよね。これは去年8月から図書室ができて、広場がというか休憩する場所がなくなって、ほとんどコーヒーの売上げ、それと品物、物品の売上げがほとんどないと思うんですよ。5年前には226万円もあったんですよ。だから、なぜこのような形に図書がいったかどうか、やはり産業会館ではイベントとかいろいろあって、その下でやっぱりコーヒーとか飲まれるとか、観光客の方とかおられますけれども、その辺のところはどのように考えておられるんですか。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問にお答えをさせていただきます。

産業振興会館に関しましては、町が直接管理運営をさせていただいている施設でございます。その中の喫茶室であるとか、物販も町の直営ということになっております。どれだけのコストをかけて、どれだけの売上げを上げているのか、また使用料がどれだけあるのかということをとータルで見ますと、やはり館全体としては黒字にはなかなかならず、非常に厳しい財政状況といえますか、館の予算の状況にあるというのは現実でございます。

その中で、教育委員会、そして図書室が来たということでございますけれども、館の目的というのはやはり公共施設でございますので、より多くの住民の方々に来ていただき、様々な会合あるいは図書への利用、そして相談事といったようなものに対応するということがやはり重要ではないかと思っております。図書の利用に関しましては、従前中央公民館にあった図書室に比べ、格段の利用者が増え、図書の利用に関しましての様々な御意見もよかったというふうにいただいているところです。

ただ、おっしゃるように、産業振興会館というのは本来何をするとところなのかというところの設置目的が大変希薄になってきているというのも実情でございます。物販、じゃ、どうするのか、喫茶室どうするのか、産業振興というその産業といったものをどういったところ

にフォーカスをして、笠置町は産業振興会館を利用して、その活性化を図っていくのか、その振興を図っていくのかといったようなことが十分計画として練られていないと、その中で運用されてきたというのが実態ではなかろうかと思っております。

もう一度、産業振興会館、せっかく教育委員会が入り、生涯学習という観点で多くの住民の方々の御利用はいただいている、そして町なかのやはり駅前にあることと商店街とも連携できるような立地条件にあることから、どのような機能がやっぱり必要か、改めて役場としていろんな方々の御意見も踏まえ、検討させていただき、そういった時期に来ているのではないかと思っております。

今、御指摘のあった売上げが減少したというのは、産業振興会館の一つの側面ではございますが、一方では、やはり利用者が増え、利便性が向上したという声も聞いているというのも現状でございますので、引き続き利用者本位に立って、どのようなことが求められているのか十分検討させていただきながら、できることをやらせていただきたいと思いますと考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

今、御存じか分かりませんが、私も久しぶりにあそこでコーヒー飲んだんですけども、3密の関係か知らんけれども、椅子がテーブルとか大分減っていますね。10人余り違うかね。だから、そういった状況で来年なんかもう一つ減るんじゃないかと思うんですけども、それはさておいて。

その産業会館の昨年管理条例が改正になったんですけども、ここでは、条例では今年開けていますね、言うたら。条例改正本当はしなければならないのに、月曜日は休館になっているんですよ、この条例では。条例違反じゃないんですか。通例ではそうですよ。何でこういうこと言うかという、光熱水費が月曜日休みやったら、そこが今までやったら光熱費がなかったわけです。これが年間通せば光熱費だけでも恐らく大きな予算になってくるんじゃないかと思うんですけども、これ条例違反です。これ条例を……

議長（杉岡義信君） 大倉君、今言うてるやつは一般的その要素があるので、質疑は変えてください。

7番（大倉 博君） ちょっと待ってください。

議長（杉岡義信君） 変えてください。

7番（大倉 博君） ちょっと、だから月曜日が休みなっているから、いこい……

議長（杉岡義信君） 変えてください。中身について質疑を。

7番（大倉 博君） 喫茶店が休みになっているから、そういうことを言っているんですよ。

だから、そんなこと違いますよ。光熱水費が普通は月曜日がコーヒーだけとかで、物品売って、休みになっているままになっているから言っているんです。この辺どうなんですか。

議長（杉岡義信君） もう一回、違う質疑してください。そんなに質疑やっていたらもうやめますよ。

7番（大倉 博君） 違いますよ。コーヒーの売上げが落ちているという話言いましたね。それで、今までは月曜日がコーヒーだけやったから休みやったわけです。そうすると、それに関連して逆にコーヒーも月曜日も通年にやったらどうかという話も、私しようと思っていたんですよ。それを止められるから。通年にしたらどうかという話も。そうすると光熱水費とかの関係でどちらが得かということ考えた場合に、笠置町の……

議長（杉岡義信君） この際、暫時休憩します。

休 憩 午前 11時 45分

再 開 午後 0時 59分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

午前中の大倉君の質問に対して、いろいろと全協で話しました。その中で、大倉君の質問について時間的に残っておりましたので、引き続き大倉君の質問を受けます。大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

最後1点、先ほど午前中に言いましたように、産業会館の販売が落ちているということで、せっかく通年開いているんで、コーヒー等の販売等も通年にされたらどうかというのをそれだけ答弁願います。

議長（杉岡義信君） 副町長。

副町長（青柳良明君） ただいまの大倉議員の御質問、また御提案にお答えをさせていただきます。

通年やってはどうかということでございます。今、条例によりますと、産業振興会館に關しましては、月曜日が休館日ということにはなっておりますけれども、実情、教育委員会、そして図書室が開いております。利用者の方々の利用の形態、それから現在運営をしております町、そして教育委員会等とも話し合いをしながら、どのように産業振興会館の売上げが伸びるのか、通年がよいのか、あるいはまた別の方法があるのか、今いただきました御提案の趣旨といったものを十分踏まえて検討させていただきたいと思っております。

ただ、通年というのは、非常にやっていく上でのマンパワーでありますとか、コスト面で本当に適当なんかどうかも含めた検討が必要となってまいりますので、すぐに、はい、これですとすることはなかなか難しいかも分かりませんが、御趣旨を踏まえて何ができるのか関係者と協議をさせていただきたい、そのように考えております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

住宅使用料については3回の質疑が済んでいますので、もう一言だけ求めたいということだけ述べさせていただきたいんですが、先ほど接触の機会をとということなんですが、やっぱり定期的に訪問するというような意識を持っていただきたいなということなんです。ずっと改善がなかなかされていないので、そこはお願いしたいと、接触、たまたまお会いしたときに声かけをするだけではなくて、意識的にやはり訪問するということもお願いをしたいと思えます。

そうしましたら、時間外手当について質疑させていただきたいと思えます。

過去3年の時間外勤務手当、主に総務費、一般管理費の中の数字ですけれども、約927万円、848万円、そして今回が930万円ほどということで、あまり減額、減っていないということの中で、今、月45時間以上、実際に時間外をされている方がどれくらいあるのか、また、そういう状況をどうやって改善していくのかということについて答弁を求めたいと思えます。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

昨年度45時間を月超えた職員につきましては、総務財政課の職員及び税住民課の職員で計6名いております。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

月45時間以上というのは、疾患との関係からやはりそれ以下に抑えようということで、定められている基準になりますけれども、時間外勤務はできるだけ減らすというのは当然目指す方向だと思うんですけれども、少なくとも45時間以上については、やっぱり早急に解決をしていかないといけないんじゃないかと。やっぱり疾患との関係という話になっていますから、やっぱり心身を壊さないための取組が必要なんじゃないかと、それについては昨年度だけではありませんが、これまでどういうところで45時間超えてしまっているのか、そ

のあたり分析をされているのか、どういう対応していけばこれが可能なのかというところはどうか、その点は答弁をいただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 総務財政課長。

総務財政課長（岩崎久敏君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

昨年度で言いますと、総務財政課の職員なんですけれども、財政担当している者で、決算時期や予算案作成時期にやはり時間を超えておるようなところもございます。また、選挙を担当している者についても、やはり選挙近くなってきますとその分時間外が多くなってきております。また、消防防災担当の職員についても、災害等のときに出動等によりまして45時間を超えてくるというようなことになってきております。

緊急的なことについては致し方ないといえますか、ある意味対応していかなければいけないのかなと思いますけれども、通常につきましては、それぞれの業務の点検なり見直しをしながら時間外の勤務時間の削減に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

認定第1号、令和元年度笠置町一般会計決算認定の件について反対討論いたします。

先ほど有害鳥獣の対策では、猟友会の方、少ない人数の中でもそれなりの頭数を捕獲していただいているというような前向きな動きもあります。また、住宅の問題でもデータ化する等、前に進める方向性、一定の努力は見られます。その点は評価したいと思います。

しかし、その一方で、これまで笠置町は、老人手当を削減をしてきたり、JRの運賃の削減等も行ってきました。JRについては来年3月からはICOCAカードの車載型の機械も導入するということが決まる中で、福祉の向上という点からもJRの運賃助成を削ってきたこととは矛盾していく面もあるのではないかと考えます。また、JRにも交渉に行った中で、できればICOCAカードを配るなど、何らかの町の支援策もいただけないかという話も出ていました。やはりこうした取組と矛盾するような流れがずっとあった中で、この決算の中で、そうした福祉の削減の手当てをするということはありませんでした。

また、住宅等の問題ももっと早く取り組んでいけたのではないかというふうに考えます。

データのベース化についても、既に一旦空き家の調査はされており、以前から担当者もデータ化をしたい、区長とも協力をしたいということで言われてきました。やはり取組がなかなか遅いのではないかというふうに考えます。

この決算の中身では、やはり町の課題が本当に解決をしていく、そういう大きな施策や今後につながるようなものがないのではないかというふうに考えます。

その点を指摘しまして、反対討論といたします。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで討論終わります。

これから認定第1号、令和元年度笠置町一般会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。認定第1号、令和元年度笠置町一般会計決算認定の件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立多数です。したがって、認定第1号、令和元年度笠置町一般会計決算認定の件は、認定することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第6、認定第2号、令和元年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

認定第2号、令和元年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件について説明を申し上げます。

令和元年度笠置町国民健康保険特別会計の歳入総額3億43万9,485円、歳出総額2億3,278万9,520円、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに6,764万9,965円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 本件の概要説明を求めます。会計管理者心得。

総務財政課長補佐兼会計管理者心得（森本貴代君） 令和元年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、概要説明させていただきます。

歳入から御説明申し上げます。

決算書の1ページと参考資料の5ページを御覧ください。

款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の欄の数値を読み上げることで、説明に代えさせていただきます。

なお、不納欠損額及び収入未済額の数値がゼロの場合は割愛させていただきます。

国民健康保険税 2,650万5,000円、2,963万5,891円、2,590万2,346円、1万5,600円、371万7,945円。

使用料及び手数料 1万円、調定、収入済額ともに2万2,700円。

国庫支出金 9万6,000円、調定額、収入済額ともに9万6,000円。

府支出金 1億4,781万2,000円、調定額、収入済額ともに1億5,472万円。

財産収入 2万円、調定額、収入済額ともに1,435円。

繰入金 1,430万6,000円、調定額、収入済額ともに1,368万4,118円。

繰越金 6,006万3,000円、調定額、収入済額ともに1億523万9,181円。

諸収入 10万9,000円、調定額、収入済額ともに77万3,705円。

歳入合計 2億4,892万1,000円、3億417万3,030円、3億43万9,485円、1万5,600円、371万7,945円。

次に、歳出に移らせていただきます。

決算書の3ページと参考資料の5ページを御覧ください。

款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額の欄の数値を読み上げることで、説明に代えさせていただきます。

翌年度繰越額の欄の数値がゼロの場合は割愛させていただきますので、よろしく申し上げます。

総務費 226万7,000円、204万8,943円、21万8,057円。

保険給付費 1億4,838万9,000円、1億3,264万2,612円、1,574万6,388円。

国民健康保険事業費納付金 4,650万5,000円、4,650万2,051円、2,949円。

保健施設費 164万円、151万9,482円、12万518円。

基金積立金 5,002万円、5,000万1,435円、1万8,565円。

諸支出金 10万円、7万4,997円、2万5,003円。

歳出合計は 2億4,892万1,000円、2億3,278万9,520円、

1, 613万1, 480円。

最後に、決算書の最終ページ、25ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入歳出差引額6, 764万9, 965円、実質収支額も同じく6, 764万9, 965円です。

簡単でございますが、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 決算審査の報告を求めます。監査委員、西岡良祐君。

監査委員（西岡良祐君） それでは、国民健康保険特別会計について監査報告をいたします。

平成31年度（令和元年度）における決算額は、歳入総額3億43万9, 485円、歳出総額2億3, 278万9, 520円で、歳入歳出差引額6, 764万9, 965円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、国民健康保険税2, 590万2, 346円（8.6%）、府支出金1億5, 472万円（51.5%）、繰越金1億523万9, 181円（35.0%）となっている。

歳出の主な内訳は、保険給付費が1億3, 264万2, 612円（57%）、国民健康保険事業費納付金が4, 650万2, 051円（20%）、基金積立金が5, 000万1, 435円（21.5%）となっている。

歳入の要となる国民健康保険税においては、収納率が87.4%と昨年度の収納率83.9%と比較しても向上しており、かつ、不納欠損額は昨年度が176万886円であったのに対し本年度は1万5, 600円となっていることから、日頃より徴収業務に尽力され、滞納業務を受け持つ京都地方税機構との連絡・調整が十分に図られているものと思われる。一般的に国民健康保険に加入する者は無職のものが多い傾向とされている中、収納率を上げることは容易でないことも事実であるが、国民皆保険制度の根幹となる税の負担の公平性と相互扶助の考え方を広く納税者に周知されると共に、今後も引き続き徴収努力をされるよう期待したい。

歳出面では、毎年度、多額の剰余金を繰越金として次年度に持ち越してきており、そのことに関して一定の資金運用や保険者の健康対策事業などサービス提供に充ててはどうかと意見を付してきたものであるが、本年度においてはその繰越金の一部を財政調整基金に約5, 000万円積み立てしている。その一方で国民健康保険加入者の1人当たりの医療費が京都府下でも高いことで知られている笠置町においては、健康回復・健康増進事業を促進す

ることが急務となっている現状から、国民健康保険加入者の特定健診事業や保健指導などを充実させるとともに、受診率向上策を講じてはどうだろうか。国民健康保険特別会計としての保険給付費の減額に繋がることはもとより、保険加入者が健康で毎日を過ごせることが真の目的であることからこそ、次年度以降、ぜひ積極的な事業展開を計画され、実施していただきたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありますか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

国保税の滞納繰越し分についてなんですが、ここ3年のところ見ますと、滞納率が6割ぐらいあると、3割ぐらいの収納率になっていると計算上は出ています。やはりなかなかこの支払いが難しい方、滞納されている方というのは、なかなか経済的に困窮なのか、どういった要因でこの滞納繰越し分の収納率がなかなか上がらないのか、その点について答弁を求めたいと思います。

議長（杉岡義信君） 税住民課担当課長。

税住民課担当課長（石原千明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

滞納率が例年それほど伸びていないという質問でございましたが、昨年度の滞納だけの滞納率は33%、元年度は35.1%と徴収率が税機構さんとのやり取りで上がってはいます。

ただ、全体的に見れば不納欠損の額が昨年度は150万円くらい上がっていたのが、今年度は1万5,000円ちょっとということで、それも収納率とかに大きく影響しているのだと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

数字上は2%ほど上がっているということ、それは計算上出ています。3か年で取りますと、前々年度は38%の収納率がありましたので、やはりそんなに大きく特別に改善している状況じゃないのかなというところを聞きたかったんですが、特に聞きたかったのは、多少の改善はあるとしても、やっぱり6割ぐらいからほぼ取れていないという状況にあるというのは、被保険者の方の状況を経済的な理由なのか、ほかの理由なのか、そのあたりどうなのかというのを特にちょっと確認をしたいので、答弁いただきたいと思います。

議長（杉岡義信君） 税住民課担当課長。

税住民課担当課長（石原千明君） ただいまの向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

税機構さんとのやり取りを常に行っておりまして、税機構さんのほうで生命保険でありま

すとか、預貯金の確認とかをしていただいた上で徴収の相談なり、分割納付という形の対応を行っていただいております。

窓口に来られたお客様に対しては、別件で来られたことに対してもお呼び止めして、国保のことの税金について税機構さんとやり取りの場を持っていただいたりもしております。

それで、やはり経済的に苦しい方が多いというふうに思っております。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

認定第2号、令和元年度笠置町国民健康保険特別会計予算について反対討論をいたします。

先ほど答弁にもありましたけれども、滞納されている方の中には経済的に苦しいという方もおられるということでした。特に笠置町は国保税が高いというふうに言われています。京都市内から引っ越しをされた方もそのような声が聞かれていました。

高過ぎる国保税を引き下げていくということは、住民生活の大きな支援になります。これほど町の国保財政が厳しい状況にあるというのは、その大きな原因として、国の補助率が80年代には2分の1ほどあったものが4分の1程度に減らされたということが大きな要因となって今の現状があります。国がもっと補助を増やして、国保税の大幅な引下げを実施することが必要だと考えます。

国の予算の中で1兆円ほど投入することができれば、サラリーマンなどが入る協会けんぽ並みの保険料となりまして、国保税は1人の状況により違いがありますが、半分近くまで引き下げることが可能です。

町だけの問題ではありません。国の問題が大きいとは思いますが、国保財政への国の支援を増やす、その意味、意思を表明するために反対をしまして、討論といたします。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで討論終わります。

これから認定第2号、令和元年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。認定第2号、令和元年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（杉岡義信君） 起立多数です。したがって、認定第2号、令和元年度笠置町国民健康保険特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第7、認定第3号、令和元年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

認定第3号、令和元年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

令和元年度笠置町簡易水道特別会計の歳入総額6,506万6,898円、歳出総額6,455万6,040円、歳入歳出差引額及び実質収支ともに51万858円、地方自治法第233条の2の規定により、基金に繰り入れる額は30万円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 本件の概要説明を求めます。会計管理者心得。

総務財政課長補佐兼会計管理者心得（森本貴代君） 令和元年度簡易水道特別会計歳入歳出決算について、概要説明をさせていただきます。

まず、歳入から御説明申し上げます。

決算書の1ページと参考資料の6ページを御覧ください。

款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の数値を読み上げることで、説明に代えさせていただきます。

なお、不納欠損額、収入未済額の数値がゼロの場合は割愛させていただきますので、御了承ください。

分担金及び負担金20万5,000円、調定額、収入済額ともに20万5,715円。

使用料及び手数料3,080万1,000円、2,893万2,934円、2,662万6,561円、230万6,373円。

財産収入1,000円、調定額、収入済額ともに331円。

繰入金3,713万4,000円、調定額、収入済額ともに3,713万4,000円。

繰越金 110 万円、調定額、収入済額ともに 110 万 239 円。

諸収入 1,000 円、調定額、収入済額ともに 52 円。

歳入合計 6,924 万 2,000 円、6,737 万 3,271 円、6,506 万 6,898 円、230 万 6,373 円。

次に、歳出に移らせていただきます。

決算書の 3 ページと参考資料の 6 ページを御覧ください。

款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額の数値を読み上げることで、説明に代えさせていただきます。

翌年度繰越額の欄の数値がゼロの場合は割愛させていただきますので、よろしくお願ひします。

総務費 1,561 万 3,541 円、1,559 万 3,799 円、1 万 9,742 円。

衛生費 3,311 万 5,000 円、2,853 万 314 円、458 万 4,686 円。

公債費 2,043 万 3,000 円、2,043 万 1,927 円、1,073 円。

予備費 8 万 459 円、ゼロ円、8 万 459 円。

歳出合計は 6,924 万 2,000 円、6,455 万 6,040 円、468 万 5,960 円。

続いて、決算書の最終ページ、15 ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入歳出差引額 51 万 858 円、実質収支額も同じく 51 万 858 円、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金への繰入額を 30 万円計上しております。

以上、簡易水道特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 決算審査の報告を求めます。監査委員、西岡良祐君。

監査委員（西岡良祐君） それでは、簡易水道特別会計について監査報告をいたします。

平成 31 年度（令和元年度）における決算額は、歳入総額 6,506 万 6,898 円、歳出総額 6,455 万 6,040 円で、歳入歳出差引額 51 万 858 円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、使用料及び手数料が 2,662 万 6,561 円（40.9%）、一般会計からの繰入金 3,615 万 1,000 円（55.6%）となっている。

歳出の主な内訳は、衛生費が 2,853 万 314 円（44.2%）、公債費が 2,043 万 1,927 円（31.6%）となっている。

本年度の水道使用料の徴収率は前年度 96.7% に対し、本年度は 92.0% まで落ち込んでしまった。この原因は笠置いこいの館の指定管理業者が平成 31 年 4 月から同施設の指

定管理業務を撤退する令和元年8月末までの水道使用料の一部未納があることが大きな原因となってしまっている。担当課は定期的な催告書による納付を促してきたものの、一向に納付されないまま決算となってしまった。このことは令和2年6月に提起された住民監査請求における監査等でも触れている事象となるが、返還されていない平成31年度（令和元年度）指定管理料と共に、早期に解決するよう処置を進められたい。

また、水道使用料についても住宅使用料と共に私債権に分類される債権であるから、債権回収が困難なものについては、一定のルールのもと、整理されてはどうかと考えている。

歳出面では、衛生費において水道検針時に使用される機器のシステム更新料として346万5,396円の支出などがあり、対前年度より278万7,474円の増額となった。

公債費は定期償還により対前年度と比較して163万7,695円の減となっている。今後、災害などの突発的な支出に充当する企業債発行が無い限り、定期償還を続けていくことで公債費は下がっていくものであるが、企業債で整備された現存の施設の更新・改修を計画する時期に差し掛かっているのではないだろうか。現に水道担当課において笠置町簡易水道事業の経営戦略の策定に向け進められているとのことであり、水道料金の改定を含めた計画となろうことから、他の計画と連携を図り、住民のライフラインとなる水道供給施設の安定的な運営に努めていただきたい。以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

一応、使用料、手数料が40%、前年まではほとんどんぐらいというか、収入と一般会計の繰入金と、大きく落ち込んだというのは先ほどおっしゃったように、いこいの館の使用料の収入が落ちているということなんですけれども、これが通年にいけば恐らく2,600万円がもっと落ちると思います。40%から30%ぐらいになるのではないかと。そうすると、一般会計からの繰入金が増えるということになってきます。

そこで、最後に触れられましたけれども、料金改定含めた計画ということもちょっと触れられましたけれども、ちなみに笠置町は今現在1,239円、和東町は税別で1,500円、村は税別で2,500円となっております。

今こういう料金改定の話も出ましたけれども、将来、将来というか近いうちに、近々にその水道管理委員会というか審議会というのをつくられたらいかかと思えますけれども、町長どうですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

今の水道料金の改定についての御質問がございました。

先ほどもいろいろお話が出ていましたように、一般会計からの繰入れというのが簡易水道特別会計のほうは、一般会計からの繰入れにかなり頼っている状況でございます。もう半分以上が一般会計からの繰入れということになっております。この中には、当然、起債償還分とかも含めまして、基準内もあることはあるんですけども、この繰入金というのをやっぱり軽減していかなければならん、軽減していかないとやっぱり一般会計にいろいろなおもりを与えることになりますので、特別会計としてはこれを改善していかなければならんということになります。そういった中で、水道は重要なライフラインとなります。このライフラインを維持するためにはやっぱり最低運用費用というのが必要になってまいります。

そういった中で、やはり今後は、言われましたように、料金改定ということが必要になってくる内容であろうと思われまます。一般会計からの繰入れの軽減に加えまして、給水人口の減少というのも大きな要因になってくると思います。そんな中で、水道管の老朽化、それから耐震化への移行、施設の更新、こういったことが必要になってきています。そういった課題を抱えながら水道事業を進めていくためには、水道料金の改定は避けて通れない課題であるというふうに考えます。

今後、担当課といたしましては、住民の皆さんの理解を得ながら、段階的に改定の検討を進めていく必要があるなというふうに考えております。

そんな中で、今審議会の、審議会といますか、御提案がありました。近隣の市町村でも料金改定等に当たりましては、こういう審議会を設置されているようでございます。今後の料金改定には、住民の意見が反映されるように、こういった審議会の設置、先ほども町長も申しあげましたけれども、その審議会の設置というのを検討する必要があるものと思っております。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

例えば、今近々にできるということは、例えば木津川市が行政改革の一環で平成30年10月から水道の検針を2か月に一遍、それまで1か月に一遍やったんです。それを、あと水道の料金は当然1か月に一遍にするという方向で、木津川市は行政改革をやっております。その辺のところも一つの案ですけども、これも一つの行政改革、これから水道だけ違って、

収入が減るということを考えて、どんな行政改革が、やらなければならないと思うんですけども、これも一つの行政改革の一環と思いますけれども、確かにあまりちょっとしゃべってまた言われますけれども。

木津川市は、例えば城山台小学校が26年には69人やったのが、今年は1,000人超えたという話、笠置町の人口よりちょっと少ないぐらいですよ。これがあと5年には1,800人になります。だから、そういったことでいろんなことで、行政改革を木津川市やっていると思います。その水道の一環で2か月に一遍ということで今やっております。だから、そういうこともどうですか、その検討の余地はありますか。そういうことも一つの方法として、やっていただけたらと思います。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

検針を2か月に1回にしてはどうかということでございます。

現在、笠置町では毎月の検針を行っております。このことにつきましては、係とも2か月に一度の隔月検針についていろいろと話を今しているところでございます。

隔月検針を行うとするメリットといたしましては、先ほど大倉議員が言われましたように、ストレートにやっぱり検針委託料というのが半分になります。一方で、デメリットと申しますか、そういった部分につきましては、2か月に1回というような設定にするには、これシステム改修ということが必要になってまいります。

また、一番課題となっておりますのは、隔月になりますと漏水の発見が遅れるということが懸念されます。笠置町ではいろいろ高齢化になってきておる状態の中で、そういった漏水の発見が遅れるというのはいかがなものかな、そのほかいろんな課題が見えてきております。

こういったことを加味しながら、効率的な水道事業が進められるように現在検討しているところでございます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

今、漏水ということもおっしゃったけれども、当然そういうことも考えられます。それは木津川市でも同じことなんです。大きなエリアですから、木津川市の山間部とか、お年寄りの方もおられて、そういうこともあるでしょう。だから、あるか分かりませんよ。

だから、そういったことも踏まえて、やっぱり行政改革の一環として、ぜひともというかやっていただきたいという、これが先陣として、笠置町の将来の人口構造とか、予算を考え

たら、やっぱりそういう行政改革をやらなければ、各課でいろんなこと検討されたほうがいいんじゃないかと思う、その先陣を切ってこれもできたらやっていただけたらと思います。

以上です。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

現在、水道事業のほうでは、笠置町の水道事業の経営戦略というものを今策定しておるところでございます。そういった中で、今後の水道事業の方向性につきまして、またいろいろと整理してまいりたいと思います。また整理ができましたら、議員の皆様にも御報告させていただいて御意見等また聞いていきたいと思います。またそのときはよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。大倉君。

7番（大倉 博君） 7番、大倉です。

これも以前から言いましたけれども、一般質問にも入れていますけれども、奈良市との包括協定ができれば、例えば前から言っていますように、広岡からとか柳生から水道管を直結できるという、それは分かりませんよ、分からないけれども、そういったことも考えられるということで、やっぱり広域水道ということは今、たしか各府縣市町村でやってられると思うんですけれども、そういったことも踏まえて、水道管の話も出ましたけれども、包括協定ができればそういったことも考えられます。そのときは、また一般質問しますけれども、そういったことで、水道管の施設というのは40年、たしか40年やったと思うんですけれども、それどうなんですか。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 大倉議員の御質問にお答えしたいと思います。

施設の統合というのは、当然事業のスリム化という部分で、これも必要になってくる検討していかなければならん中身かと思います。現在、笠置では4つの施設を管理しておりますので、そういった効率的な町施設の統合というのも課題になってくるかなというふうに考えております。

また、水道管の寿命といいますか、耐用年数でございますけれども、確かに40年という規定はございます。ただ、それはあくまでも40年でもう必ず切替えなければなりませんよというものではなしに、40年がメーカーといいますか、推奨されます基準年数であるということだけ御承知いただきたいと思います。以上です。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

ちょっとお聞きしたいんですけれども、私はこの決算あるごとに従業員の時間外勤務手当について質問しているわけです。今回も240万円というのを計上されていますね。これ時間当たり1,500円で計算しても、大体年1,600時間の残業になるんです。結局こういう計算からいくと、月にすると大体130時間の残業したことになるんですけれども。これ全然減らないということは、どういう対応されているのか。そして、時間外勤務について職員からどういう方法で申請され、許可されて、この結果が出たのか。

これは、従業員の健康のためにも非常に大切なことだと思うんです。ただ、一つ何か催事があってこういう具合に増えたんなら話は別ですけれども、今後こういう問題について、2年度はどういう対応をして減らそうとお考えか、簡単でいいですからお答えください。

議長（杉岡義信君） 建設産業課長。

建設産業課長（石川久仁洋君） 松本議員の御質問にお答えしたいと思います。

時間外勤務手当につきましては、平成28年度から少しずつではございますけれども、減らしてきております。ただ、今年度につきましては、昨年度実績よりは少し上がった傾向がございます。これは、土日、休日の緊急作業がかなり多くございまして、取水の低水位ですとか、配水池の濁水ですとか、そういった残留塩素の低下などがございまして、そういった作業が著しく多くございました。そういった関係で緊急作業が増えまして、昨年度よりは少し増えたというような傾向がございます。

職員の勤務時間の申請でございますけれども、当然、事前に申告をして事業のいつ完了しましたという報告は後で受けるわけなんですけれども、こういった夜間、休日の場合は事後報告となるケースもございます。そういった中で事業は行っております。

また、こういった中身で職員の健康管理するために減らそうとしているんやということでございます。この件につきましては、会計年度職員さんのほうで土日の見廻り等を行っていただき、今ですと、今年からですけれども、週3回以上は、極力もう最初からは週3回の土日の勤務にするとかいったことを基準に水道系のスケジュールを決めたり、そういうことをして土日、休日の出勤を減らすように取り組んでおるところでございます。以上です。

議長（杉岡義信君） 松本君。

6番（松本俊清君） 6番、松本です。

非常に元年度は緊急の場合が多かったという答弁なんですけれども、それだったら、そう

いう答弁だったら、私は先ほども数字でお話ししていますね。その割合は幾らぐらいあったんですか。そういうのを少し、また後ほどでいいですから、私は数字で言うているんですから、多かったとかそういう漠然とした答弁じゃなしに、そういう点で返答してもらうようお願いしたいと思います。今その返答は要りませんので、後ほどもらいに行きますので、よろしくをお願いします。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） 討論なしと認めます。

これで討論終わります。

これから認定第3号、令和元年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。認定第3号、令和元年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立全員です。したがって、認定第3号、令和元年度笠置町簡易水道特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

この際、15分間休憩します。

休 憩 午後1時59分

再 開 午後2時13分

議長（杉岡義信君） 休憩前に引き続き再開します。

議長（杉岡義信君） 日程第8、認定第4号、令和元年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

認定第4号、令和元年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

令和元年度笠置町介護保険特別会計の歳入総額2億8,555万7,984円、歳出総額

2億6,421万9,911円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに2,133万8,073円となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 本件の概要説明を求めます。会計管理者心得。

総務財政課長補佐兼会計管理者心得（森本貴代君） 令和元年度介護保険特別会計歳入歳出決算について、概要を御説明申し上げます。

まず、歳入から御説明申し上げます。

決算書の1ページと参考資料の7ページを御覧ください。

款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の数値を読み上げることで、説明に代えさせていただきます。

なお、不納欠損額及び収入未済額の欄の数値がゼロの場合は割愛させていただきますので、よろしく申し上げます。

保険料5,066万1,000円、5,188万9,450円、5,068万210円、37万1,240円、83万8,000円。

使用料及び手数料5,000円、調定額、収入済額ともに1,200円。

国庫支出金6,270万3,000円、調定額、収入済額ともに6,575万4,117円。

支払基金交付金6,859万7,000円、調定額、収入済額ともに6,808万4,314円。

府支出金3,863万8,000円、調定額、収入済額ともに3,903万3,131円。

繰入金3,717万9,000円、調定額、収入済額ともに3,684万733円。

繰越金1,093万8,000円、調定額、収入済額ともに2,425万3,823円。

諸収入143万4,000円、調定額、収入済額ともに91万435円。

財産収入1,000円、調定額、収入済額ともに21円。

歳入合計2億7,015万6,000円、2億8,676万7,224円、2億8,555万7,984円、37万1,240円、83万8,000円。

次に、歳出に移らせていただきます。

決算書の3ページと参考資料の7ページを御覧ください。

款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額の欄の数値を読み上げることで、説明に代えさせていただきます。

翌年度繰越額の欄の数値がゼロの場合は割愛させていただきますので、よろしくお願ひします。

総務費 212万5,000円、188万6,467円、23万8,533円。

保険給付費 2億5,131万円、2億4,801万4,620円、329万5,380円。

地域支援事業費 1,236万3,000円、1,100万2,318円、136万682円。

公債費 3万円、ゼロ円、3万円。

予備費 99万9,979円、ゼロ円、99万9,979円。

諸支出金 310万2,000円、309万485円、1万1,515円。

続いて、5ページになります。

基金積立金 22万6,021円、22万6,021円、ゼロ円。

歳出合計 2億7,015万6,000円、2億6,421万9,911円、593万6,089円。

決算書の最終ページ、29ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入歳出差引額 2,133万8,073円、実質収支額も同じく 2,133万8,073円。

以上、介護保険特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 決算審査の報告を求めます。監査委員、西岡良祐君。

監査委員（西岡良祐君） それでは、介護保険特別会計について監査報告をいたします。

平成31年度（令和元年度）決算額は、歳入総額 2億8,555万7,984円、歳出総額 2億6,421万9,911円で、歳入歳出差引額 2,133万8,073円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、保険料 5,068万210円（17.7%）、国庫支出金 6,575万4,117円（23.0%）、支払基金交付金 6,808万4,314円（23.8%）、府支出金 3,903万3,131円（13.7%）となっている。

歳出の主な内訳は、保険給付費が 2億4,801万4,620円（93.9%）、地域支援事業費は 1,100万2,318円（4.2%）となった。

本年度で支出した保険給付費は前年度より 2,347万6,084円の増額となっている。その主な内訳は、居宅介護サービス給付費では対前年度より 1,017万2,273円の増となる 1億1,182万221円、施設介護サービス給付費では対前年度より 1,170万

8, 687円の増となる1億334万6, 754円を支出している。一方で介護予防サービス等諸費は前年度より162万4, 583円の減となっている。これは介護を要する状態の軽減または悪化の防止に資するよう行われる支援として介護予防サービスを受けていた要支援者が要介護者になったこと、1人当たりの介護給付費の増額があったものとされた。

介護を取り巻く諸問題は、介護者を介護する家族環境はもとより、介護従事職員の人材不足までもが問題視されている。当町における介護給付費はこれからも増え続ける傾向にあり、介護保険制度そのものの不安要素が全域に及んでいる昨今において、いかに安定的な介護施策を打ち出すことが出来るかが課題となってくる。本年度、一般会計において介護保険計画策定委託料として支出しているが、団塊世代が75歳以上となる令和7年を見据え、高齢者の生活実態や地域のニーズ等を把握し、次期総合計画と連動した高齢者福祉施策を計画されるよう望む。以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

保険料の実態を見てみますと、特に普通徴収と特別徴収の関係ですけれども、特別徴収ですと、調定額に対して収入済額が上回るという形で、収納率は100%となっています。一方で、普通徴収になりますと、現年の分でも8割ぐらいの収納率、滞納繰越し分になりますと、かなりの低い収納率となっていることがうかがえます。

国のほうでは、介護保険制度は改悪が続いてきた中で、今回、陳情ということで、ある住民の方から在宅要介護者介護者激励金の拡充を求める陳情も出されています。これまでも介護保険料は上げがされてきたと、そしてサービスのメニューも制限がされてきたということなどがあります。そうした中で、こうした陳情の声に対しては、やはり充実をしていくのが必要なのではないのでしょうか。

もともと介護の問題というのは、介護というのは大変な労苦があると、だからこそ保険制度をつくり、社会的に支える仕組みをつくろうということで始まっているはずですが、先ほども言いましたように、どんどん使い勝手の悪いものになっているのが実態の中で、やはり少しでも介護者の方の生活を支援するために、この陳情の声にも耳を傾けるべきではないかと考えます。その点についてはどのようにお考えでしょうか。

議長（杉岡義信君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（大西清隆君） 失礼いたします。

向出議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、保険料の件なんですけれども、やっぱり普通徴収の方につきましては、何らかの理由で特別徴収、年金からの天引きができない方が普通徴収に回っておられるという事情がございますので、なかなか今年度で言いますと、現年度分が82.6%、滞納繰越し分でいきますと4.7%と100%を目指しながら収納はさせていただいているんですけれども、なかなか収納率は上がってこないというのが実情かと思えます。

あと、頂いています陳情の件なんですけれども、やっぱり財源単費の部分の話も出てきますので、財源に関わりのないところでは、今ちょっと検討はさせていただいているんですけれども、財源に伴うことにつきましては、またその辺の調整がつけばということなんです、なかなか今できますというような形で回答させていただくことは難しいかなと思えます。以上でございます。

議長（杉岡義信君） 向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

できるとは言えないということですが、やはり介護保険の役割ということを考えますと、中身を充実していくことが必要かなというふうに思います。特に介護保険料の納入の実態から見ても、なかなか生活が厳しい、経済的に厳しい方も多いたということが読み取れるのではないかなというふうに思っています。

当町だけの努力では確かなかなか難しいと、国のやはり根本には制度の問題があって、苦しいところだとは思いますが、できる限り、やはり自治体としての役割、やっぱり個人は個人で自治体というのは組織ですから、何とか組織のほうで個人の生活を支援するというので、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。これはもう要望というか、求めたいということできさせていただきたいと思えます。

議長（杉岡義信君） ほかにありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

認定第4号、令和元年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件について反対討論をします。

介護保険の制度をめぐっては、改善ではなくて、だんだん悪くなっているというのが実態です。介護保険料は引き上げられてきました。また、介護サービスの内容も有料化をしたり

制限をされてきたのが実態です。

これまでの国の動きを見てみますと、2005年の施設入所者居住費や食費の負担の増加、2014年の関係法改正において要支援1・2の訪問・通所介護に対する保険給付を外すということも実施をし、さらに介護報酬の部分的に引上げをするときもありますけれども、やはり全般的には引き下げてきたというのが実態としてあります。

現状は、介護の充実とは程遠い内容です。老老介護の問題や年金しか収入がない中、その年金も減っていく一方で、介護の負担が重くのしかかっています。国の本来の役割は苦難があるところに財政を拡充して生活を支援することです。家族介護では全国的には大変不幸な事態も起きています。介護は大変な労力がかかります。そうした状況を改善するためにも介護制度をつくったはずです。

町だけの問題ではないとは思いますが。国が手厚く保障して財政もしっかりと拡充をして、介護の環境整備と充実を進めることを求めまして、討論といたします。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで討論終わります。

これから認定第4号、令和元年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。認定第4号、令和元年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立多数です。したがって、認定第4号、令和元年度笠置町介護保険特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

議長（杉岡義信君） 日程第9、認定第5号、令和元年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、中淳志君。

町長（中 淳志君） 失礼いたします。

認定第5号、令和元年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件について提案説明を申し上げます。

令和元年度笠置町後期高齢者医療特別会計の歳入総額6,178万4,707円、歳出総額6,107万5,965円で、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに70万8,742円

となっております。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。以上で
ございます。

議長（杉岡義信君） 本件の概要説明を求めます。会計管理者心得。

総務財政課長補佐兼会計管理者心得（森本貴代君） 令和元年度後期高齢者医療特別会計歳入
歳出決算について、概要説明をさせていただきます。

まず、歳入から御説明申し上げます。

決算書の1ページと参考資料の8ページを御覧ください。

款の項目と款の項目の予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額の欄の数値
を読み上げることで、説明に代えさせていただきます。

なお、不納欠損額及び収入未済額の欄の数値がゼロの場合は割愛させていただきます。

後期高齢者医療保険料2, 235万円、2, 232万1, 408円、2, 175万
9, 620円、9, 408円、55万2, 380円。

使用料及び手数料4, 000円、調定額、収入済額ともに4, 100円。

繰入金3, 921万8, 000円、調定額、収入済額ともに3, 877万8, 777円。

繰越金10万4, 000円、調定額、収入済額ともに75万4, 007円。

諸収入50万7, 000円、調定額、収入済額ともに48万8, 203円。

歳入合計6, 218万3, 000円、6, 234万6, 495円、6, 178万
4, 707円、9, 408円、55万2, 380円。

次に、歳出に移らせていただきます。

決算書の3ページと参考資料の8ページを御覧ください。

款の項目と款の項目の予算現額、支出済額、不用額の欄の数値を読み上げることで、説明
に代えさせていただきます。

翌年度繰越額の欄の数値がゼロの場合は割愛させていただきますので、よろしくお願
いします。

総務費14万7, 000円、6万463円、8万6, 537円。

後期高齢者医療広域連合納付金6, 120万7, 000円、6, 051万990円、
69万6, 010円。

諸支出金14万2, 000円、3万7, 422円、10万4, 578円。

保健事業費58万7, 000円、46万7, 090円、11万9, 910円。

予備費10万円、ゼロ円、10万円。

歳出合計は6, 218万3, 000円、6, 107万5, 965円、110万7, 035円。

決算書最終ページ、15ページの実質収支に関する調書を御覧ください。

歳入歳出差引額は70万8, 742円、実質収支額も同じく70万8, 742円です。

以上、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要説明を終わらせていただきます。

議長（杉岡義信君） 決算審査の報告を求めます。監査委員、西岡良祐君。

監査委員（西岡良祐君） それでは、後期高齢者医療特別会計について監査報告をいたします。

平成31年度（令和元年度）決算額は、歳入総額6, 178万4, 707円、歳出総額6, 107万5, 965円で、歳入歳出差引70万8, 742円の剰余金を計上した。

歳入の主な内訳は、後期高齢者医療保険料2, 175万9, 620円（35.2%）、一般会計からの繰入金3, 877万8, 777円（62.8%）となっている。

歳出の主な内訳は、後期高齢者医療広域連合納付金が6, 051万990円と全体の99.1%を占めている。

後期高齢者医療制度の業務に関しては広域連合と市町村は後期高齢者医療に関する事務をそれぞれ分担している。市町村としてはその保険料の徴収を担っているものであるが、他の会計同様に徴収に関しては適切な処理をされ、滞納額が増加しないよう努力されたい。

また、後期高齢者医療広域連合による総合的かつ計画的な事務の管理と執行が図られていると思うが、75歳以上の高齢者の医療を支える後期高齢者医療制度として単体で考えるのではなく、住民の健康回復・増進事業の促進を図ることとして、国民健康保険制度や介護保険制度との連携に努め、福祉制度の向上に繋げられたい。以上です。

議長（杉岡義信君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。向出君。

3番（向出 健君） 3番、向出です。

認定第5号、令和元年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件について反対討論いたします。

この年度で、京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改悪をいたしました。この条例改悪の内容は、均等割軽減の対象拡充をする一方で、軽減特例の

9割軽減、8.5割軽減をなくすという内容でした。9割軽減、8.5割軽減の方は平成30年度で被保険者全体の4割以上を占め、その収入も低く、平成30年度の基準で9割軽減、8.5割軽減がそれぞれ年金収入80万円以下、168万円以下であり、経済的に大変厳しい、そのために軽減特例の措置をしてきたものでした。

また一方で、低所得者対策として、介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給という対策は行いましたけれども、この継続の保証は全くなく、また介護保険料の軽減の拡充は別枠での公費の投入で充てる、また、支援給付金は年金額の底上げをするということではなくて、上乘せの給付というふうにしています。つまり抜本的な改善ではなくて、一時的に特別に設けた形で支援策をするというそういうものでした。さらに、負担増それ自体が家計を圧迫しているというふうに言えます。少ない年金暮らしの方も多量中、少しでも出費を抑えようと受診抑制につながるそういう可能性もあり、多くの問題がある内容です。

一方で、保険料均等割の5割軽減、2割軽減の対象拡大もされましたが、国は消費税10%への増税を実施いたしました。それを消費税を社会保障の充実に充てていくと国は時折説明をしています。消費税は低所得者も負担する税金となります。被保険者も低所得者が多量中、低所得者も負担する消費税で低所得者対策をするというのは、大きな矛盾で問題であると思います。

また、後期高齢者医療制度を保険料の引上げ、軽減特例の廃止など負担増が進められてきたのが実態で、後期高齢者が安心して受けられる医療と程遠い現状ということを指摘したいと思います。

軽減特例廃止の撤回、また後期高齢者医療制度の廃止を求める意思を表明いたしまして、反対討論といたします。

議長（杉岡義信君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（杉岡義信君） これで討論終わります。

これから認定第5号、令和元年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件を採決いたします。

この採決は起立によって行います。認定第5号、令和元年度笠置町後期高齢者医療特別会計決算認定の件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（杉岡義信君） 起立多数です。したがって、認定第5号、令和元年度笠置町後期高齢者

医療特別会計決算認定の件は認定することに決定しました。

議長（杉岡義信君） これで本日の会議を閉じます。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

第2日目は9月15日午前9時30分から開会します。通知は省略します。

本日は御苦労さまでした。

散 会 午後2時48分